

第2期 関ヶ原町子ども・子育て支援 事業計画

計画期間：令和2年度～令和6年度

～子どもが健やかに育ち 安心して
子育てができるまち～



令和2年3月
関ヶ原町

本計画の策定にあたって

東西文化の接点にある地理的・歴史的な要所として美しい自然に恵まれたわが関ヶ原町は、子育てに適した地域であり、そこに住む子どもたちは幼い頃から「美しい自然を護り、誇りある歴史と伝統を大切にする心」を育み、「ふるさとを受け継ぐすこやかな青少年の育成」を目指してきました。

しかしながら、我が国の急速な少子・高齢化は社会経済へ深刻な影響を与え、子どもと家庭を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしています。この状況は、もはや本町においても例外ではありません。



このような社会情勢の変化の中、国では「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。当町におきましても、平成27年3月に「関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもたちが健やかに育ち 安心して子育てができるまち」を基本理念に掲げ、これまで子育て支援を総合的に進めてまいりました。

また、平成30年に策定した「関ヶ原町総合計画」においても、将来像を「笑顔あふれ 活みなぎる 古戦場のまち せきがはら」とし、小さな子どもからお年寄りまで、すべての町民の方が笑顔で住み続けられるまちづくりを進めています。

この度、令和元年度で『関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画』が最終年度を迎えるにあたり、今、まさに子育てをしている保護者の皆様の将来的なニーズを慎重に見極めた上で、令和2年度を始期とする「第2期関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。この計画を基に、関係する他の計画と連携しながら社会状況の変化に対応しつつ、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による安全で安心できる子育て環境をめざしていきたいと考えています。

今後の計画推進にあたりましては、行政だけでなく、子どもの家庭に関わるさまざまな関係機関はもとより、何より町民の皆様の参画と協働による取り組みが必要不可欠となります。皆様方のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたりまして、関ヶ原町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただいた保護者の方々、その他多くの住民の皆様や関係機関の方々にご協力をいただきました。心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

関ヶ原町長 西 脇 康 世

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	2
2	計画策定の趣旨	3
3	計画の位置付け	4
4	計画の期間	5
5	計画の策定体制	5
第 2 章	関ヶ原町の現状	7
1	関ヶ原町の状況	8
2	アンケート調査結果からみえる現状	15
3	第 2 期計画に向けた現状と課題	27
第 3 章	計画の基本理念、基本目標	31
1	基本理念	32
2	基本的な視点	33
3	基本目標・施策の方向性	34
4	施策の体系	43
第 4 章	教育・保育等の量の見込みと確保方策、実施時期	45
1	教育・保育提供区域の設定	46
2	量の見込みの算出について	47
3	各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	51
4	各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	56

第5章 計画の推進に向けて	69
1 施策の実施状況の点検	70
2 計画の進捗状況の公表	70
3 町民・企業・関係機関との連携	70

資料編	71
1 関ヶ原町子ども・子育て会議設置条例	72
2 関ヶ原町子ども・子育て会議委員名簿	73
3 策定経過	74
4 用語解説（50音順）	75



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進行は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し子どものより良い育ちを実現することが求められています。

子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題です。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、25歳から44歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成30年4月時点の全国の待機児童数は1万9,895人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

2 計画策定の趣旨

関ヶ原町においては、これまで平成27年3月に『関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、子育て支援を総合的に進めてきました。

このような中、平成30年度に策定した関ヶ原町総合計画では、将来像「笑顔あふれ 活みなぎる 古戦場のまち せきがはら」の実現に向けて、6つの基本目標を掲げ、「健康で生涯暮らせるまちづくり」では、安心して子どもを産み育てることができる地域づくりに向け、保育サービスの充実をはじめ、放課後児童対策の充実など多様な子育て支援を推進し、「心豊かな人を育てるまちづくり」では、児童・生徒一人ひとりが可能性を最大限に発揮し、次代を担う人材として成長していくことができるよう、特色ある教育の推進や確かな学力の育成に努めることを目標として掲げています。

また本町には、保育所型認定こども園が3園（本計画策定時、今須保育園は休園中）あり、子ども・子育て支援新制度に対応するため、保育サービスの充実を図るとともに、子育て支援の強化や様々な機会を通じた情報提供を行ってきました。さらに高校生世代までの医療費助成を拡大し、母子保健事業や放課後児童対策の充実、子育てコミュニティの設置など各種子育て支援施策を実施してきました。

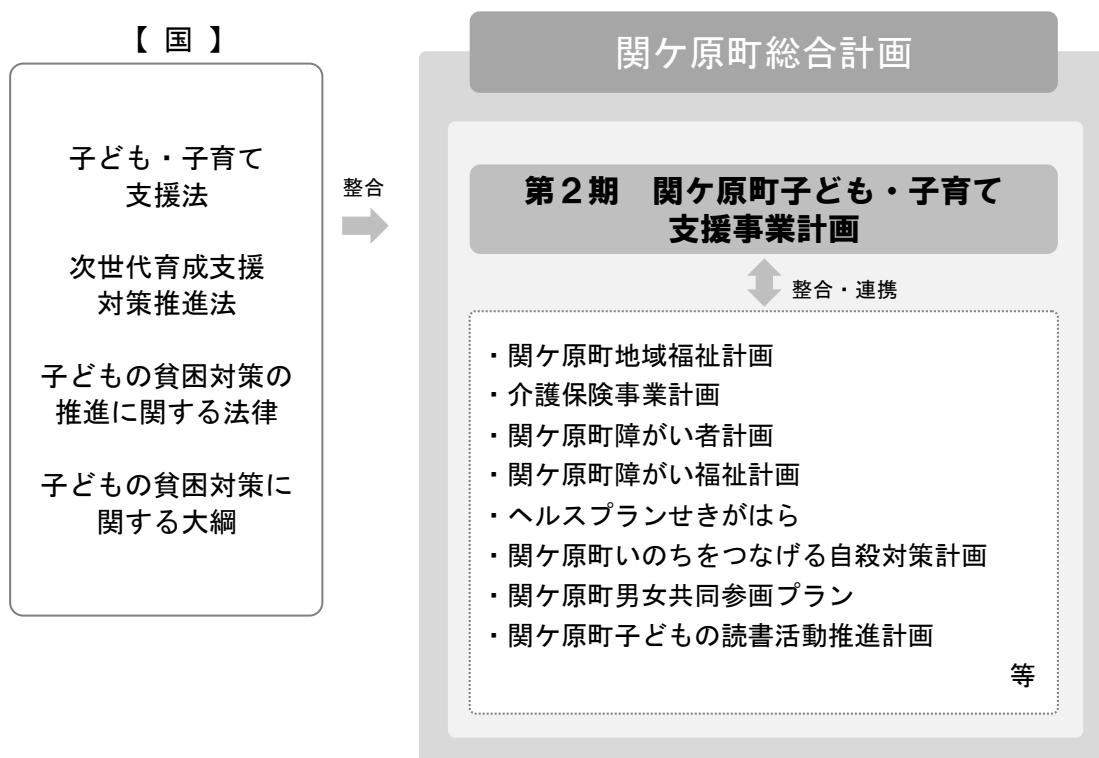
この度、『関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期 関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実をめざしていきます。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、関ヶ原町総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置付けます。

さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子どもの貧困対策に関する大綱」を勘案した対策に係る町の方針としての位置付けを含むものです。



4 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において本計画の見直しを行うものとします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期 関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制

(1) 町民ニーズ調査の実施・・・・・・・・

本計画を策定するための基礎資料を得るため、国から示された調査項目及び集計方法に基づき「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

① 調査対象

就学前児童：関ヶ原町在住で、小学校に就学前の子どもがいる家庭

小学生児童：関ヶ原町在住で、小学校1年生から3年生の子どもがいる家庭

② 調査期間

平成31年1月10日から平成31年1月25日まで

③ 調査方法

就学前児童：保育園を通じた配付・回収、郵送による配付・回収

小学生児童：小学校を通じた配付・回収

④ 回収状況

調査対象	配付数	有効回答数	有効回答率
就学前児童	160 通	131 通	81.9%
小学生児童	123 通	118 通	95.9%

（２）関ヶ原町子ども・子育て会議による審議・・・・・・・・

計画の策定にあたり、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、現に子育てをしている保護者、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「関ヶ原町子ども・子育て会議」において計画の内容について協議しました。

（３）パブリックコメントの実施・・・・・・・・

令和２年１月にパブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

① 募集期間

令和２年１月６日～令和２年１月３１日

② 閲覧方法

町ホームページ 及び 住民課

③ 提出できる方

町内に在住 または 在勤の方

④ 提出方法

意見書に住所、氏名を記入のうえ、意見書を住民課へ提出（「郵送」、「FAX」、「E-mail」にての提出可）



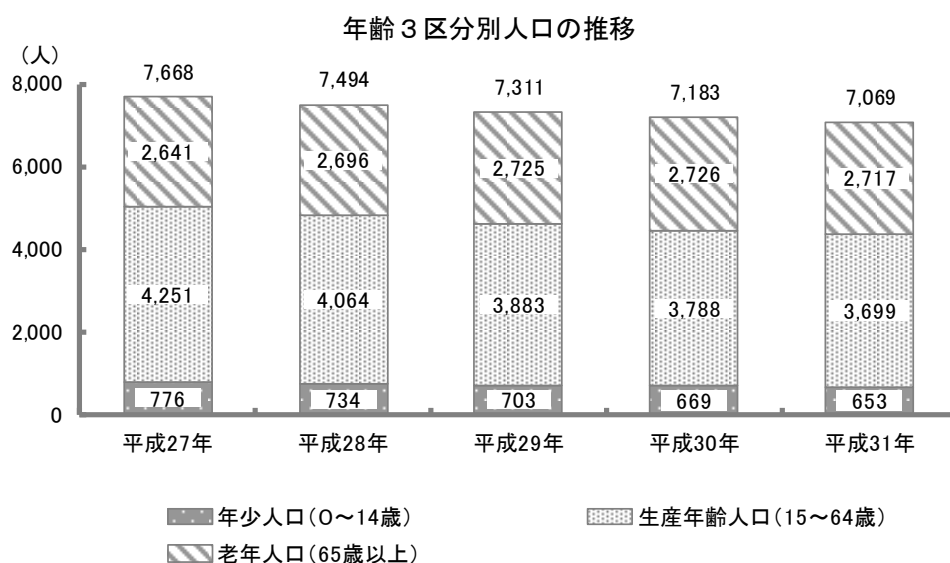
第2章 関ヶ原町の現状

1 関ヶ原町の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

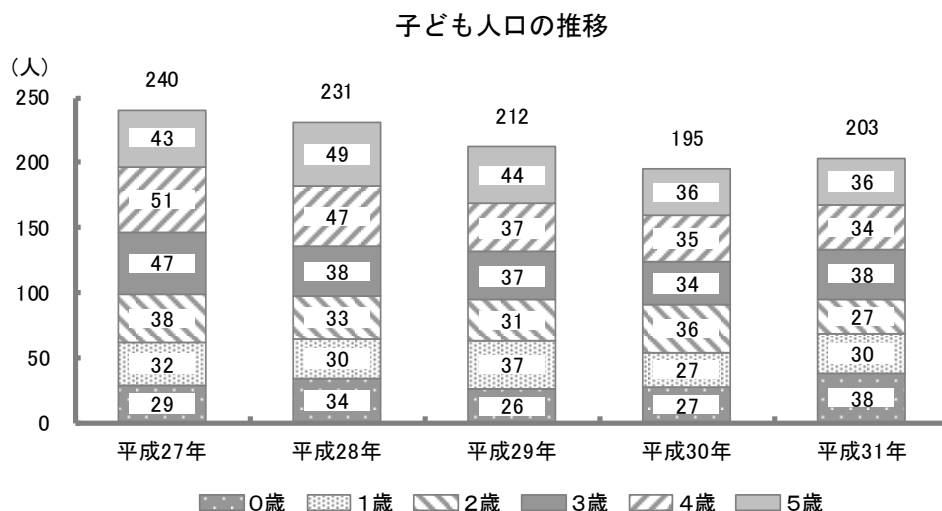
本町の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で7,069人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

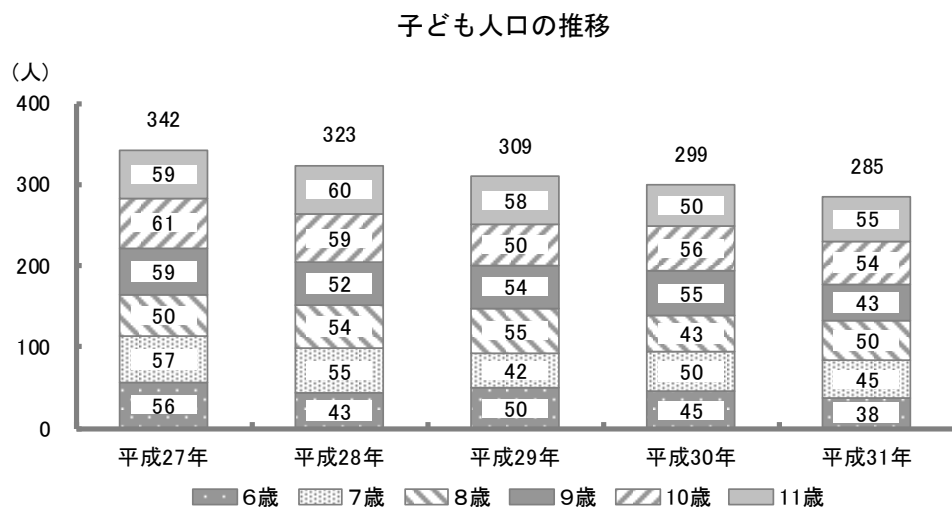
本町の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少傾向にあり、平成31年3月末現在で203人となっています。平成31年を除き、すべての年齢で減少傾向となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本町の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年3月末現在で285人となっています。

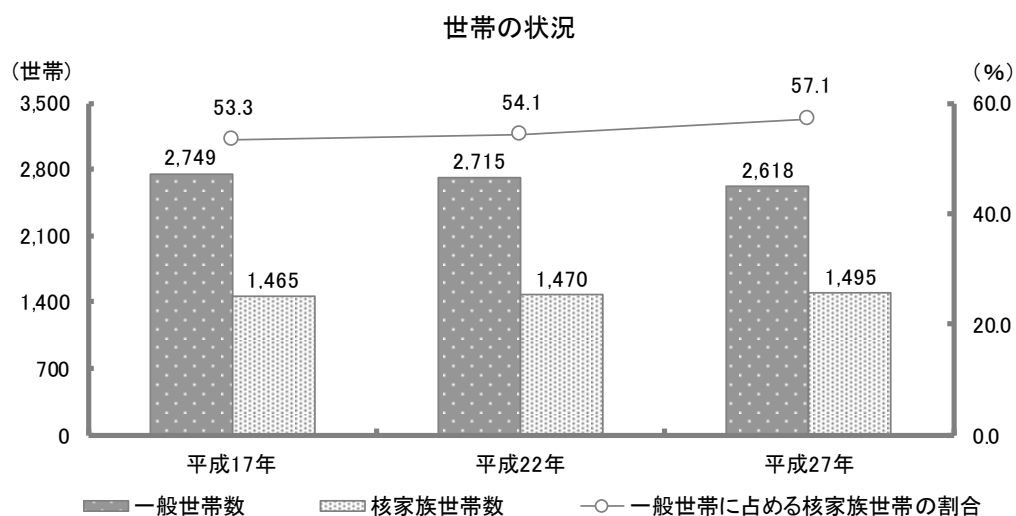


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

（2）世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

本町の核家族世帯数は緩やかに増加しており、平成27年で1,495世帯となっています。一方、一般世帯数は減少しており、一般世帯に占める核家族世帯の割合は年々増加しています。



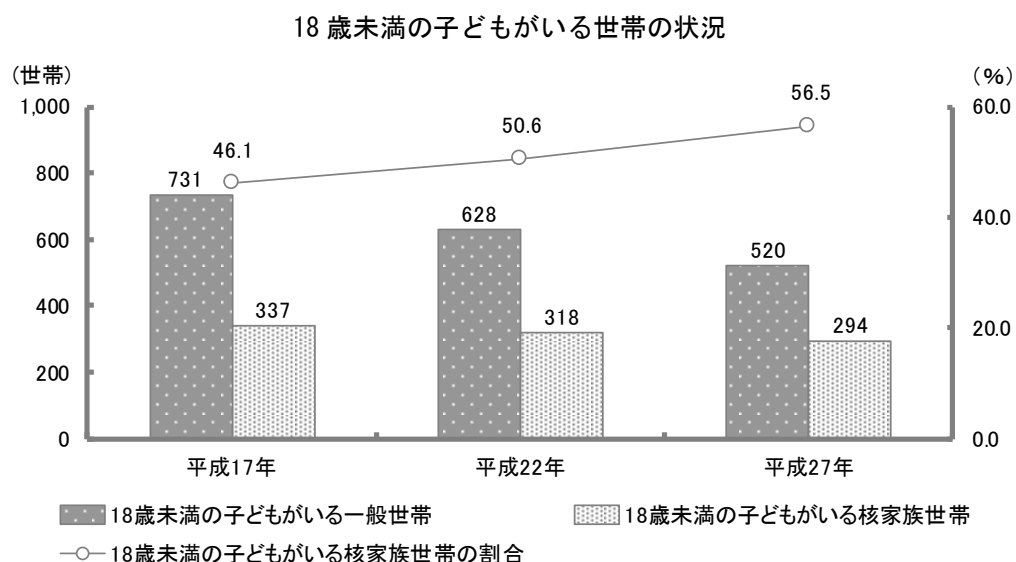
資料：国勢調査

*一般世帯：主に住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者のことを指す。

*核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯のことを指す。

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

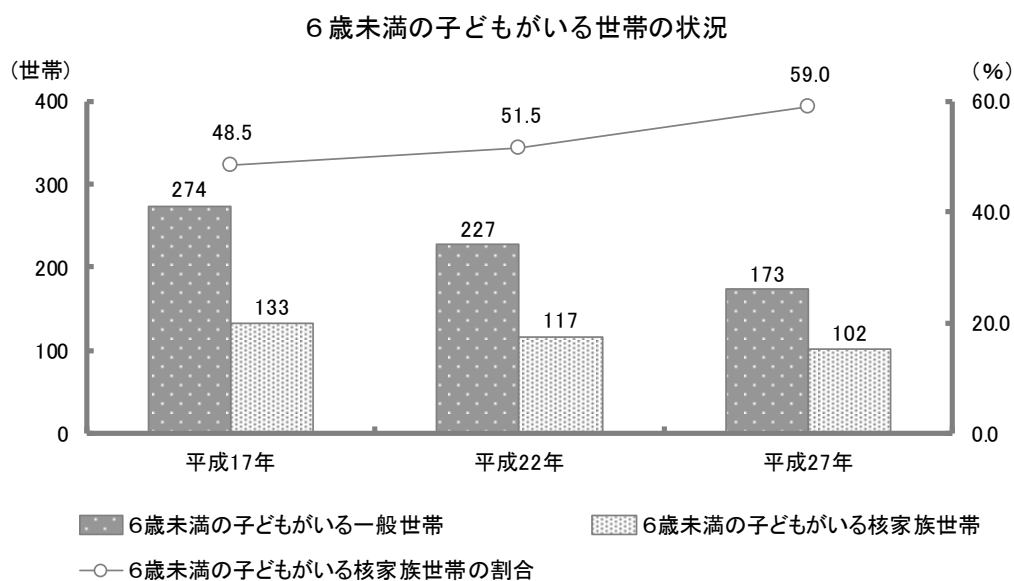
本町の18歳未満の子どもがいる一般世帯数と、本町の18歳未満の子どもがいる核家族世帯数は、ともに減少しているものの、核家族世帯の割合は増加しています。



資料：国勢調査

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

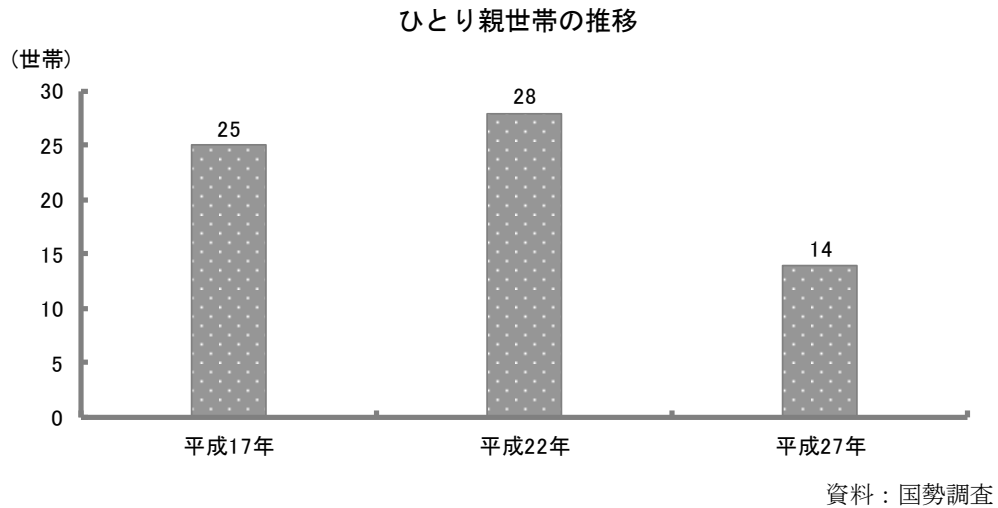
本町の6歳未満の子どもがいる一般世帯数と、本町の6歳未満の子どもがいる核家族世帯数は、ともに減少しているものの、核家族世帯の割合は増加しています。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

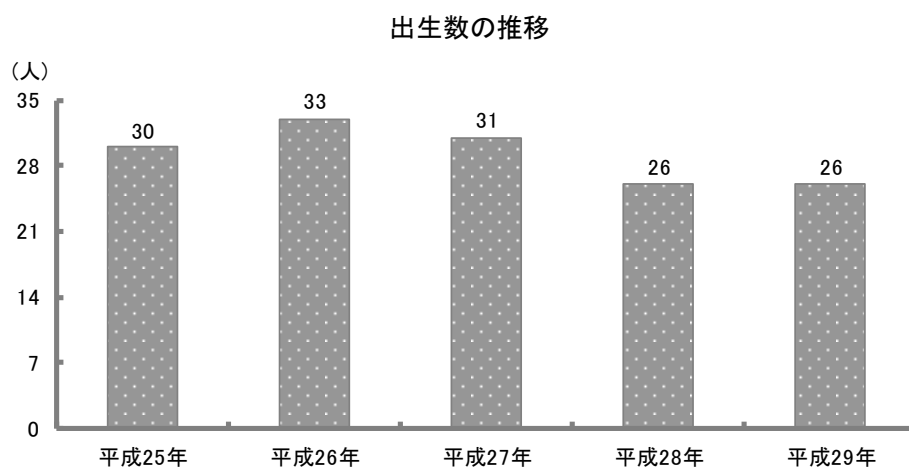
人口減少を背景に、平成27年の本町の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯は14世帯となっています。



(3) 出生の状況

① 出生数の推移

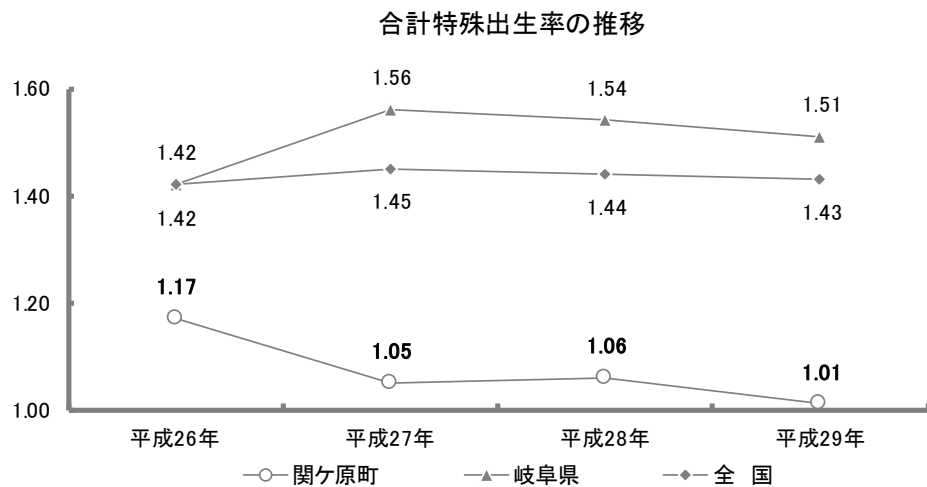
本町の出生数は平成26年以降年々減少しており、平成29年で26人と過去5年間で約1割減少しています。



資料：衛生統計年報

② 合計特殊出生率*の推移

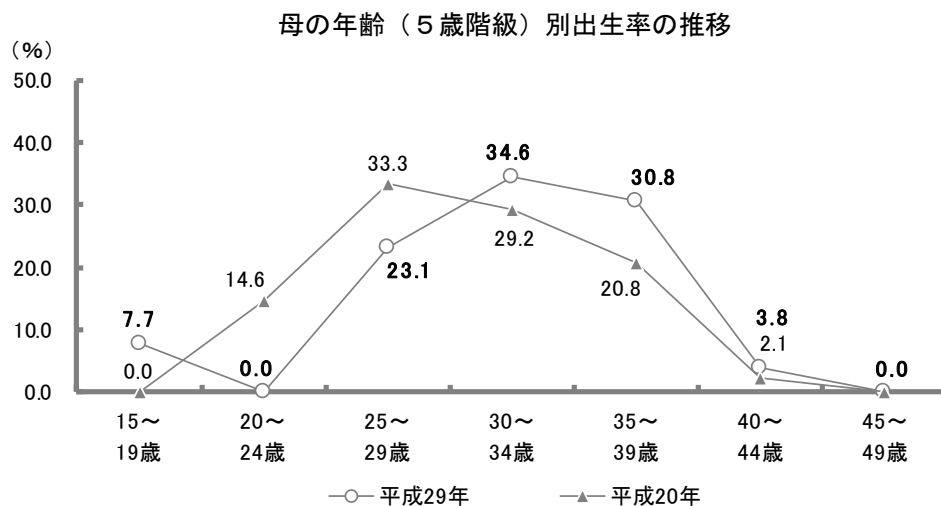
15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子ども数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本町の合計特殊出生率は減少傾向にあり、平成29年で1.01となっています。また、全国・県と比較すると低い値で推移しています。



* 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯何人の子どものを生むのかを推計したもの。

③ 母親の年齢別出生率の推移

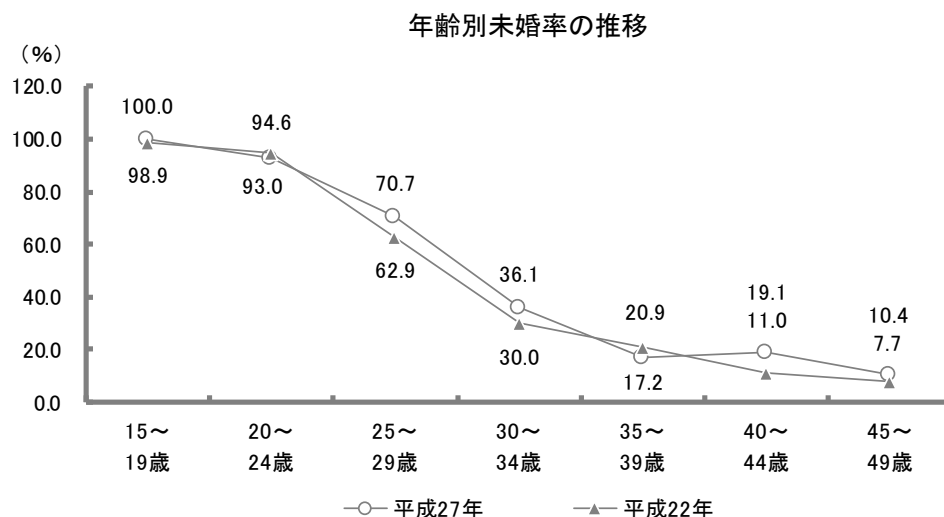
本町の母の年齢別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、30～39歳の割合が増加しています。



(4) 未婚・既婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

本町の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で40歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。

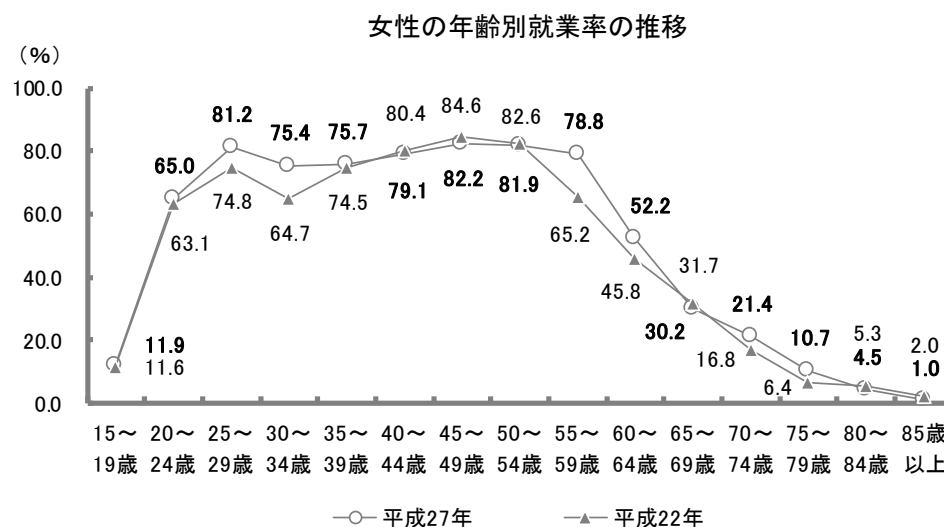


資料：国勢調査

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

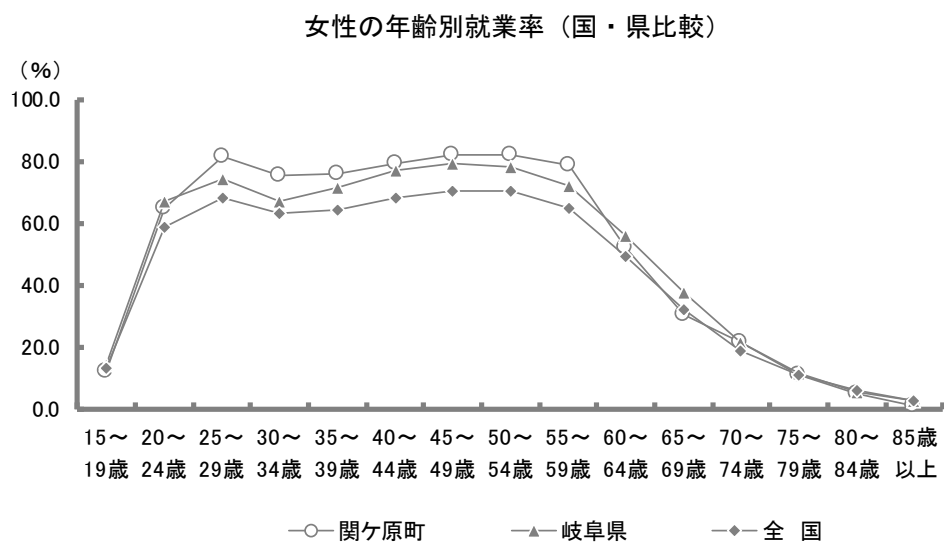
本町の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～34歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

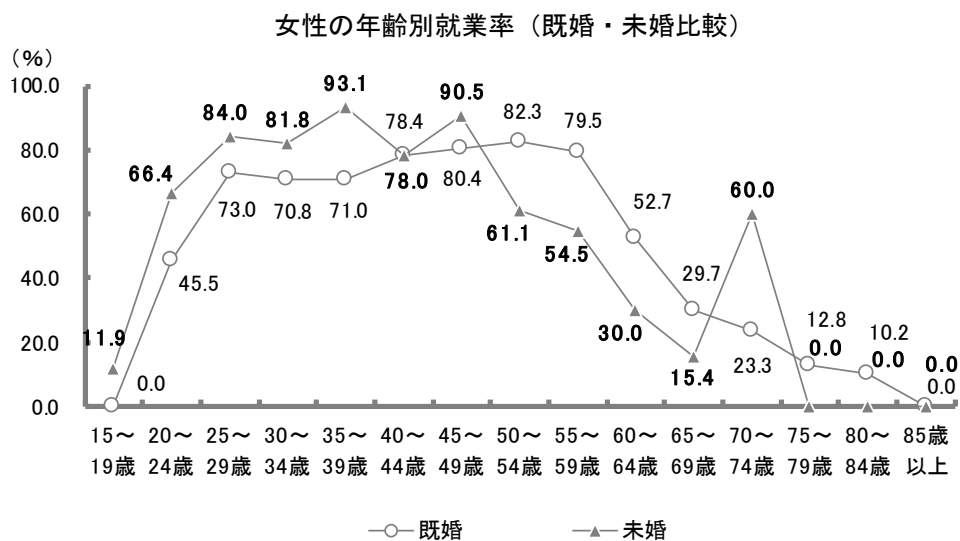
本町の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、25歳～59歳まで全国、岐阜県より高くなっています。



資料：国勢調査（平成 27 年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本町の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



資料：国勢調査（平成 27 年）

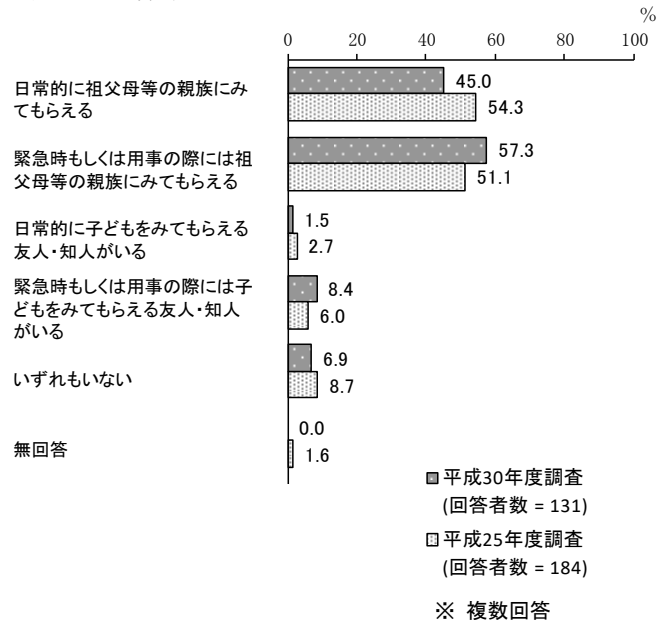
2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が57.3%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が45.0%となっています。

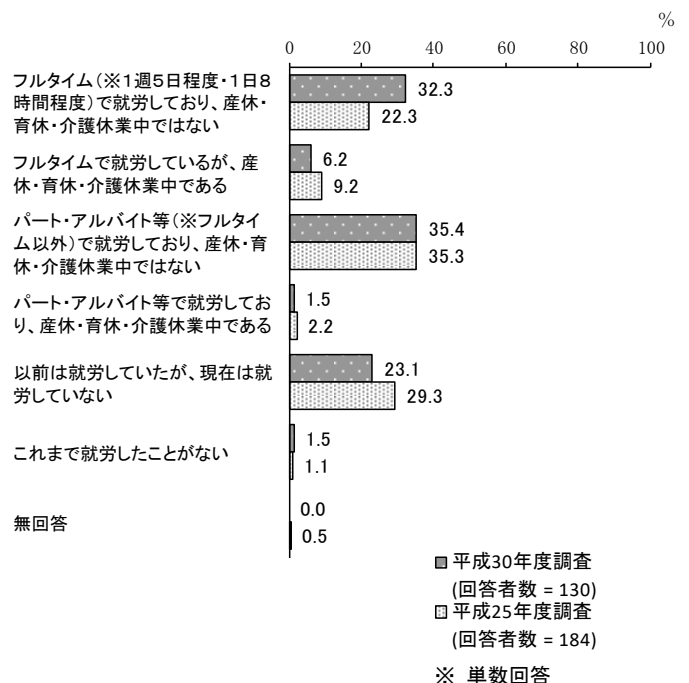
平成25年度調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が増加しています。一方、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が減少しています。



② 母親の就労状況

「パート・アルバイト等（※フルタイム以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が35.4%と最も高く、次いで「フルタイム（※1週5日程度・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が32.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が23.1%となっています。

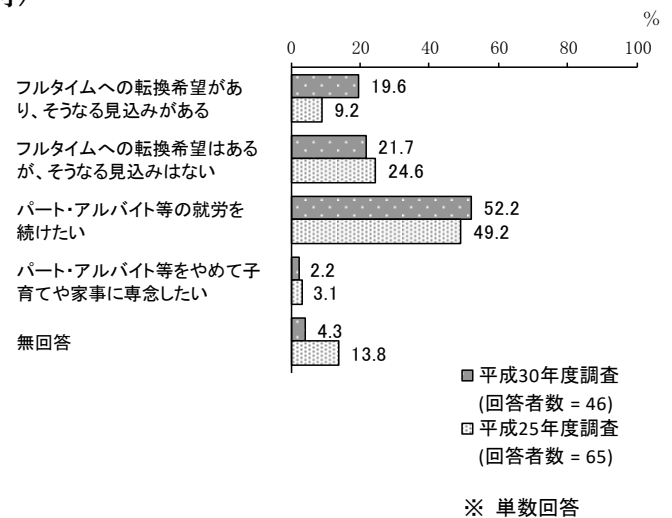
平成25年度調査と比較すると、「フルタイム（※1週5日程度・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等の就労を続けたい」の割合が52.2%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、そうなる見込みはない」の割合が21.7%、「フルタイムへの転換希望があり、そうなる見込みがある」の割合が19.6%となっています。

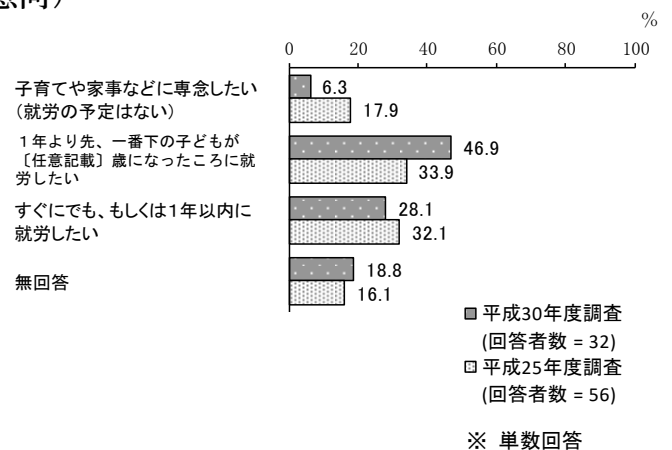
平成25年度調査と比較すると、「フルタイムへの転換希望があり、そうなる見込みがある」の割合が増加しています。



④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが〔任意記載〕歳になったところに就労したい」の割合が46.9%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が28.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「1年より先、一番下の子どもが〔任意記載〕歳になったところに就労したい」の割合が増加しています。一方、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が減少しています。

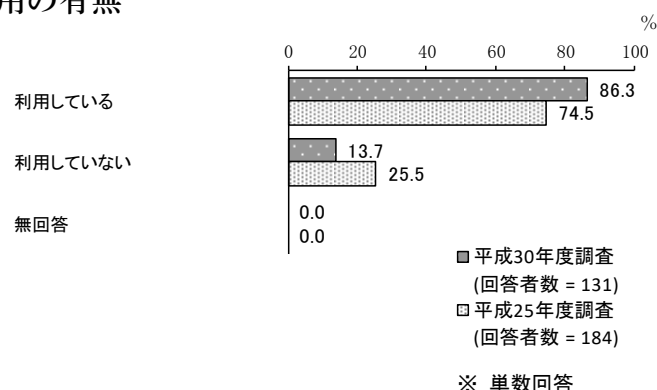


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が86.3%、「利用していない」の割合が13.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。一方、「利用していない」の割合が減少しています。

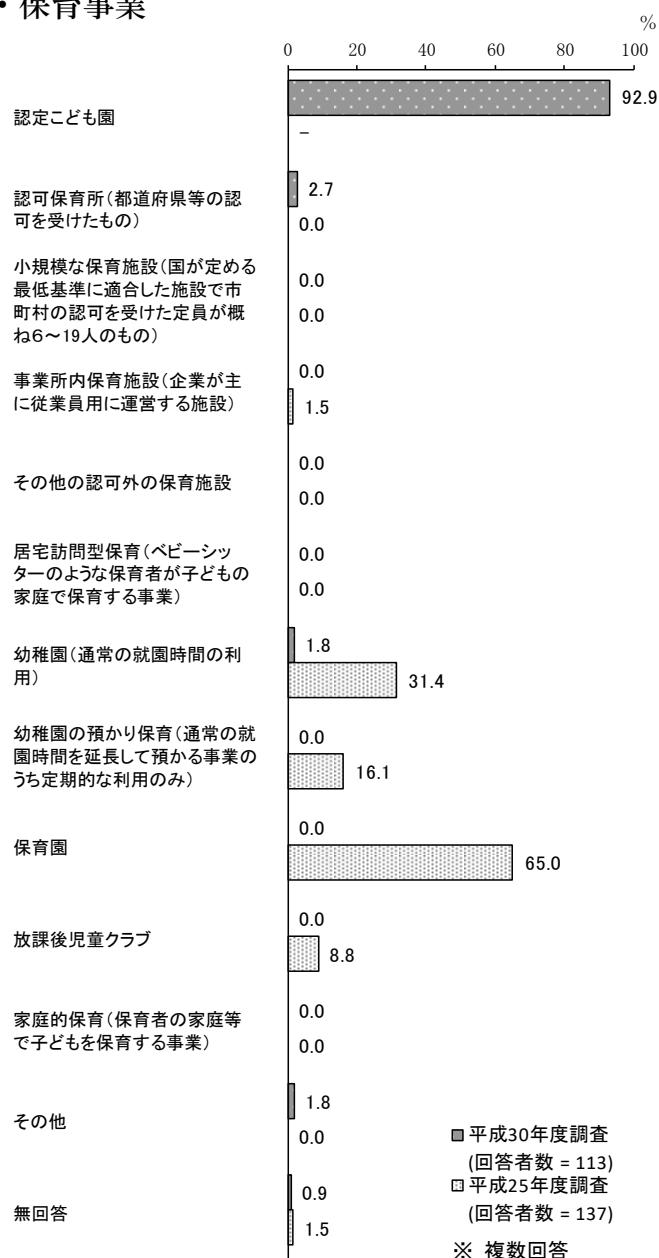


② 平日の定期的に利用している教育・保育事業

「認定こども園」の割合が92.9%と最も高くなっています。

平成25年度調査と比較すると、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」「放課後児童クラブ」の割合が減少しています。

なお、平成30年度調査の「幼稚園の預かり保育」は平成25年度調査の「幼稚園の延長保育」、平成30年度調査の「放課後児童クラブ」は平成25年度調査の「留守家庭児童教室」と比較しています。平成30年度調査の「認定こども園」は平成25年度調査ではありませんでした。

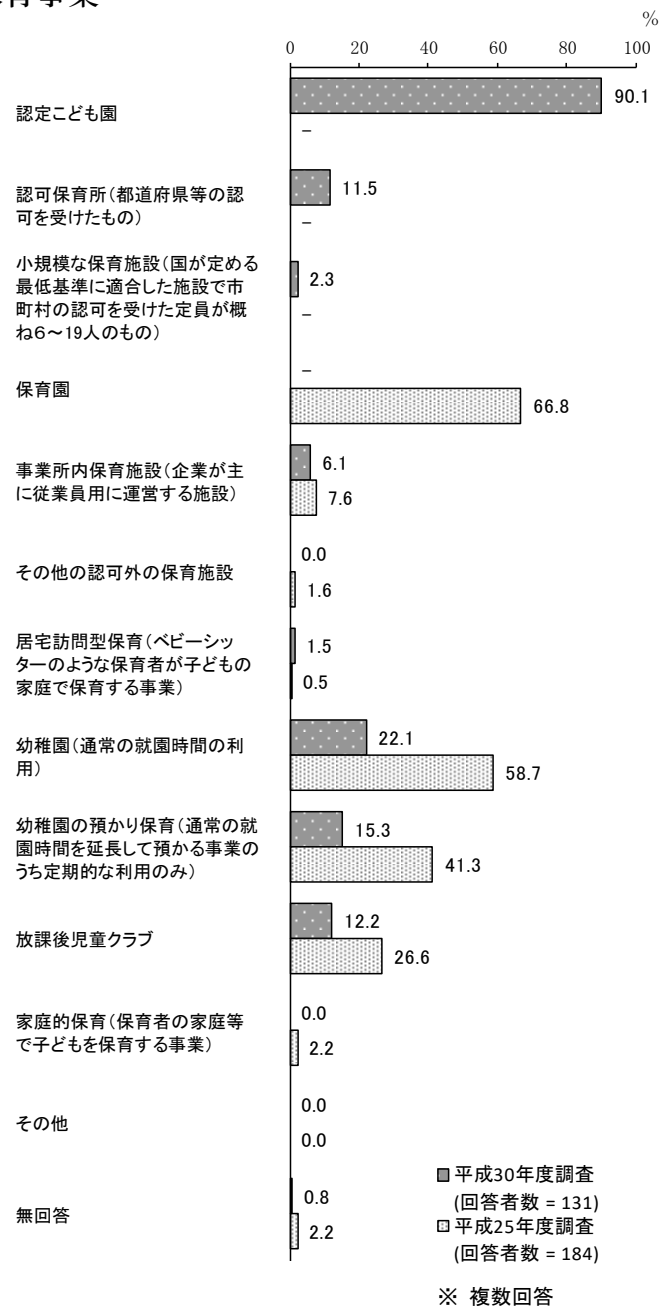


③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「認定こども園」の割合が90.1%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が22.1%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が15.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」「放課後児童クラブ」の割合が減少しています。

なお、平成30年度調査の「幼稚園の預かり保育」は平成25年度調査の「幼稚園の延長保育」、平成30年度調査の「放課後児童クラブ」は平成25年度調査の「留守家庭児童教室」と比較しています。平成30年度調査の「認定こども園」「認可保育所」「小規模な保育施設」は平成25年度調査ではありませんでした。平成25年度調査の「保育園」は平成30年度調査ではありませんでした。

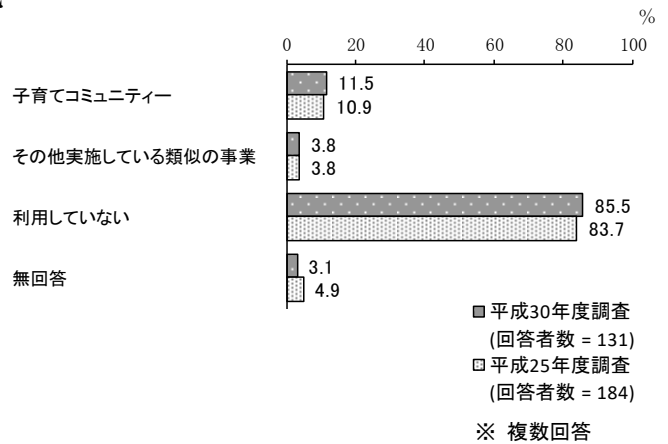


(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

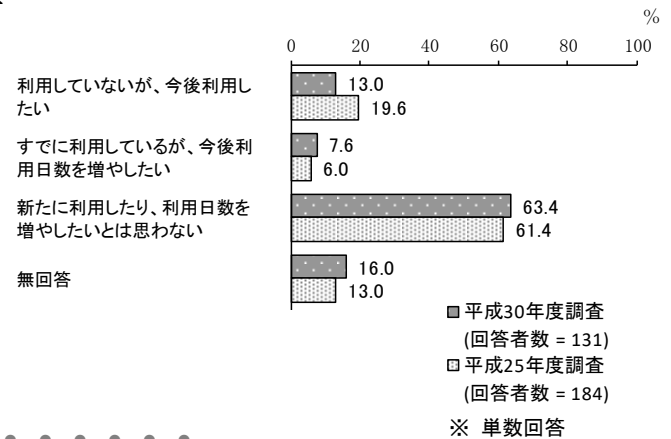
「利用していない」の割合が85.5%と最も高く、次いで「子育てコミュニティ」の割合が11.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が63.4%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が13.0%となっています。

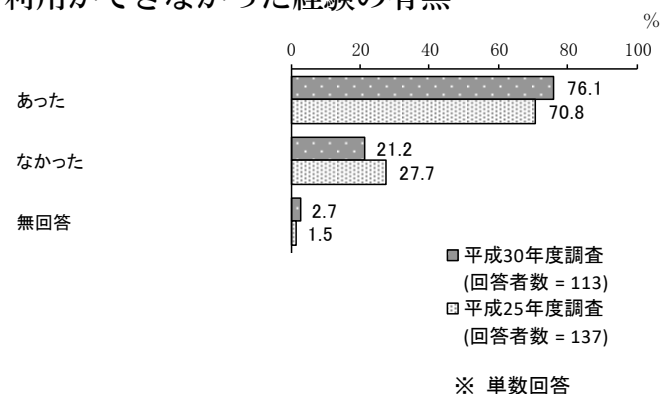


(4) 病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

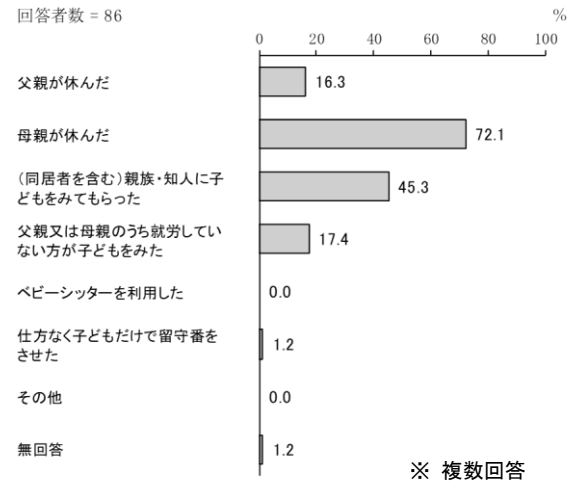
「あった」の割合が76.1%、「なかった」の割合が21.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「あった」の割合が増加しています。一方、「なかった」の割合が減少しています。



② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

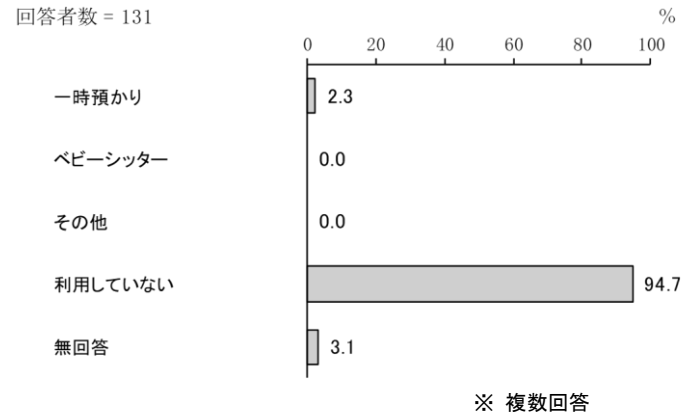
「母親が休んだ」の割合が72.1%と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が45.3%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が17.4%となっています。



(5) 一時預かり等の利用状況について

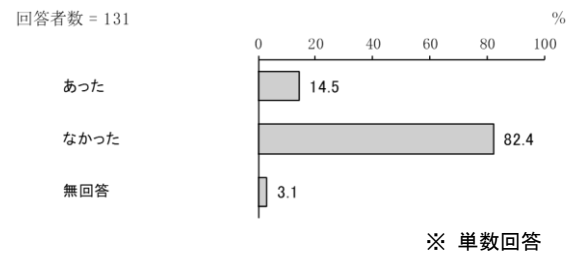
① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が94.7%と最も高くなっています。



② 保護者の用事により子どもを泊りがけで家族以外に見てもらうこと等の有無とその時の対応

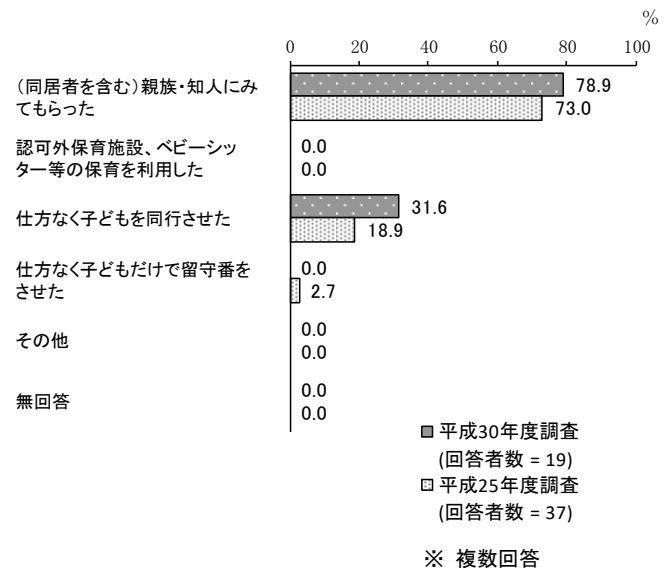
「あった」の割合が14.5%、「なかった」の割合が82.4%となっています。



＜あった場合の対処方法＞

「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」の割合が78.9%と最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」の割合が31.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」「仕方なく子どもを同行させた」の割合が増加しています。



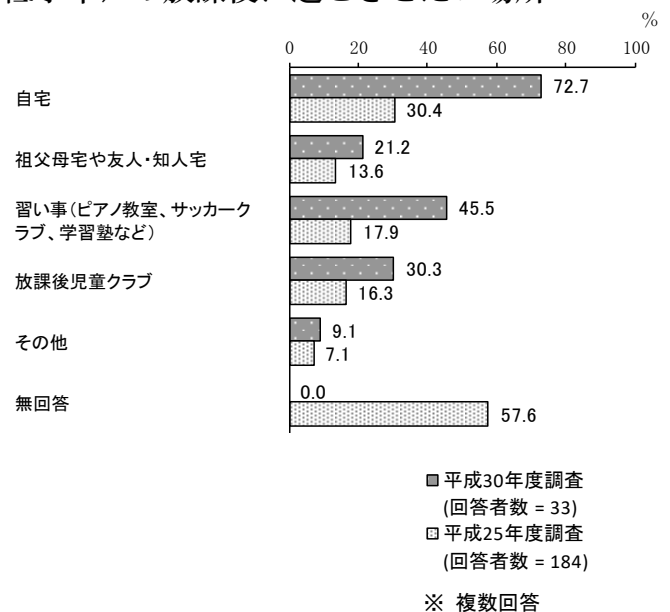
（６）小学校就学後の過ごさせ方について

① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が72.7%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が45.5%、「放課後児童クラブ」の割合が30.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「放課後児童クラブ」の割合が増加しています。

なお、平成30年度調査の「放課後児童クラブ」は平成25年度調査の「留守家庭児童教室」と比較しています。

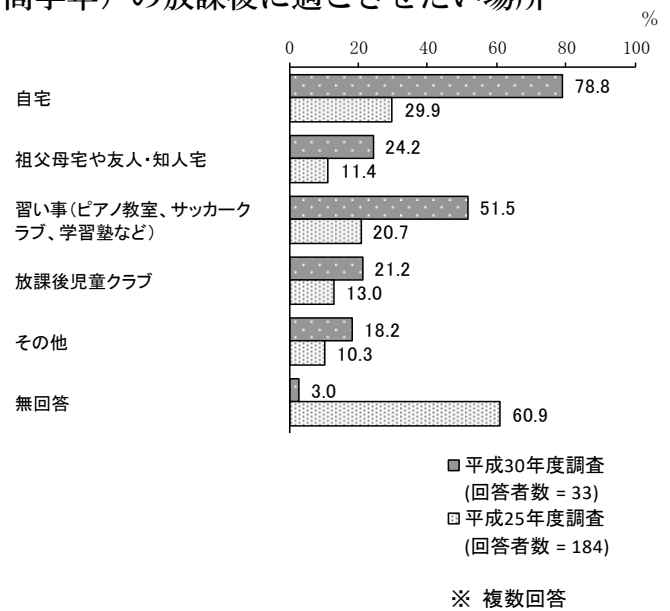


② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が78.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカー клуб、学習塾など）」の割合が51.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が24.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカー клуб、学習塾など）」「放課後児童クラブ」の割合が増加しています。

なお、平成30年度調査の「放課後児童クラブ」は平成25年度調査の「留守家庭児童教室」と比較しています。

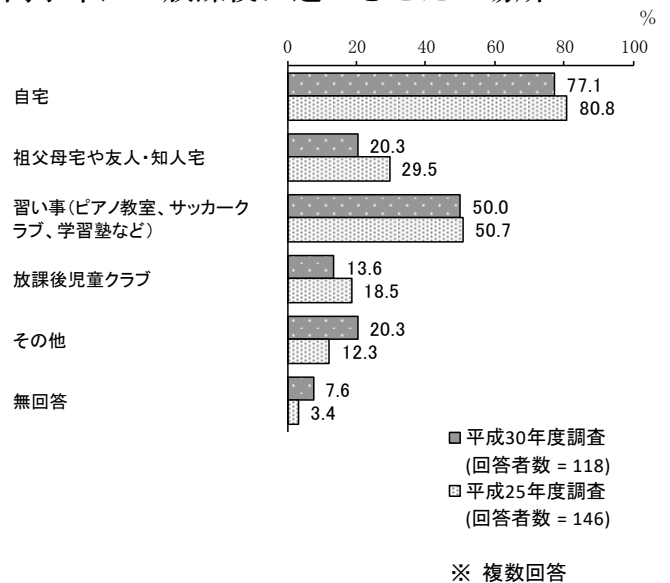


③ 小学生児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が77.1%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカー клуб、学習塾など）」の割合が50.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が20.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が減少しています。

なお、平成30年度調査の「放課後児童クラブ」は平成25年度調査の「留守家庭児童教室」と比較しています。

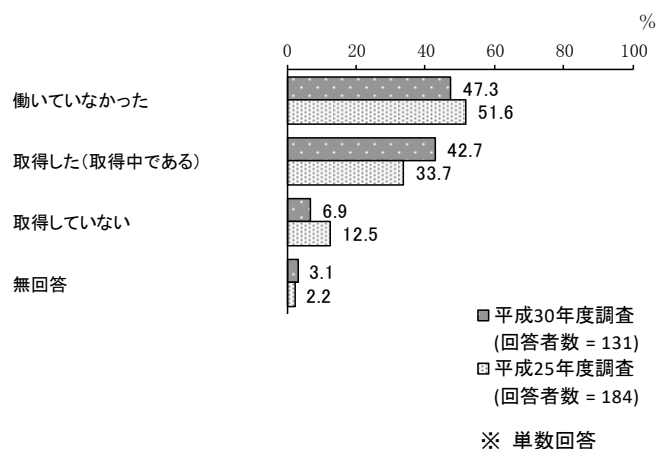


(7) 育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況

「働いていなかった」の割合が47.3%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が42.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。



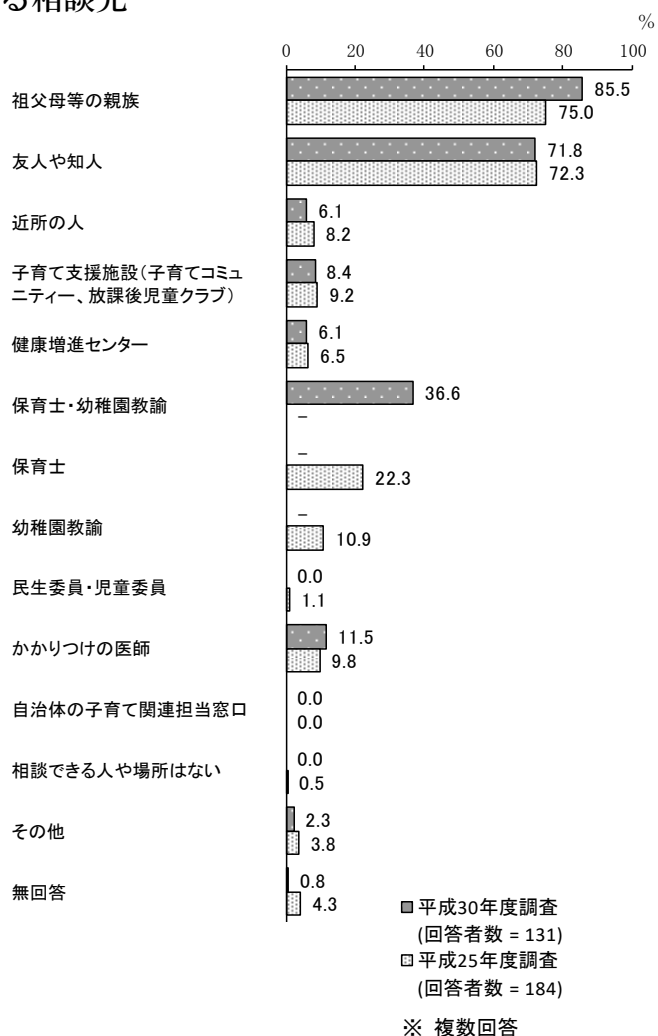
(8) 相談の状況について

① 就学前児童保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が85.5%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が71.8%、「保育士・幼稚園教諭」の割合が36.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「祖父母等の親族」の割合が増加しています。

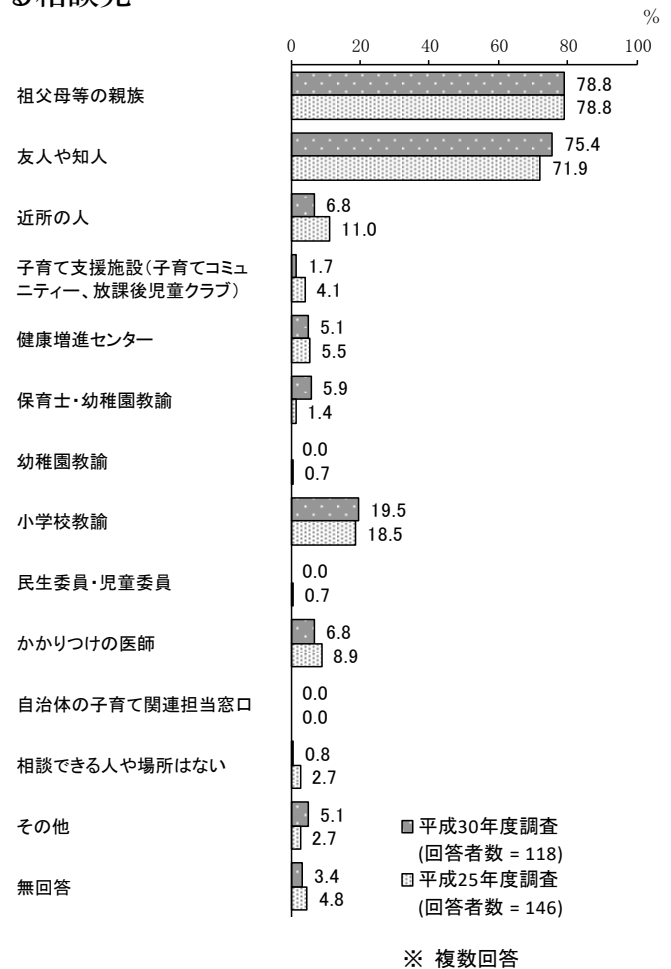
なお、平成30年度調査の「保育士・幼稚園教諭」は平成25年度調査では「保育士」と「幼稚園教諭」に分けて集計しています。



② 小学生児童保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が78.8%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が75.4%、「小学校教諭」の割合が19.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

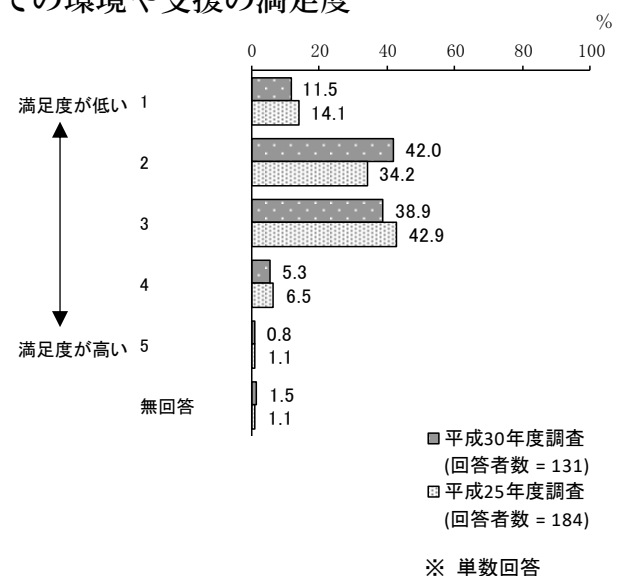


(9) 子育て全般について

① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「2」の割合が42.0%と最も高く、次いで「3」の割合が38.9%、「1」の割合が11.5%となっています。

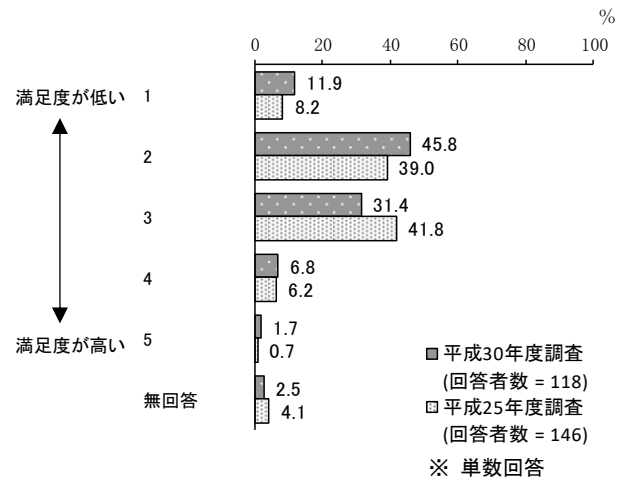
平成25年度調査と比較すると、「2」の割合が増加しています。



② 小学生児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

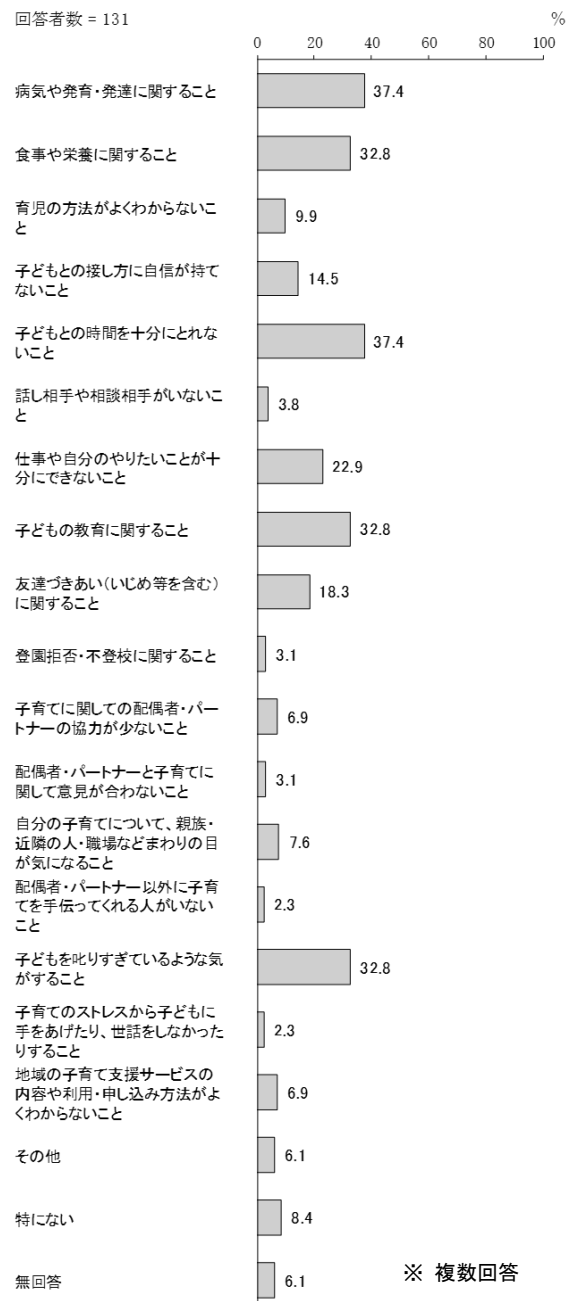
「2」の割合が45.8%と最も高く、次いで「3」の割合が31.4%、「1」の割合が11.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「2」の割合が増加しています。一方、「3」の割合が減少しています。



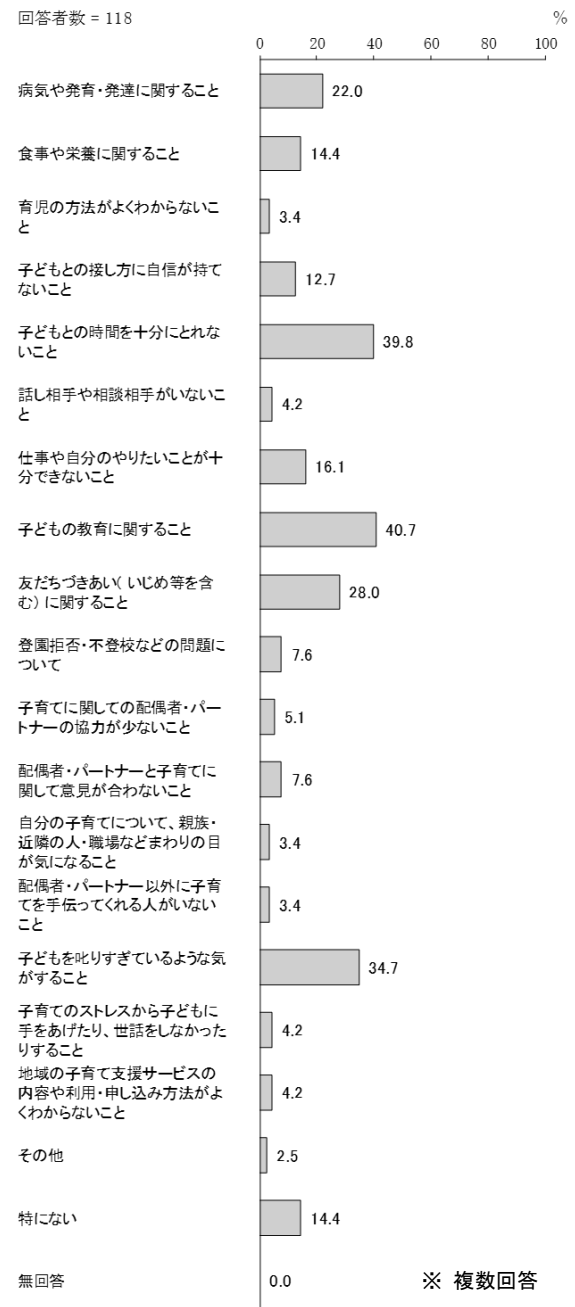
③ 就学前児童保護者の日ごろ悩んでいること、または気になっていること

「病気や発育・発達に関すること」、「子どもとの時間を十分にとれないこと」の割合が37.4%と最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」、「子どもの教育に関すること」、「子どもを叱りすぎているような気がする」との割合が32.8%となっています。



④ 小学生児童保護者の日ごろ悩んでいること、または気になっていること

「子どもの教育に関すること」の割合が40.7%と最も高く、次いで「子どもとの時間を十分にとれないこと」の割合が39.8%、「子どもを叱りすぎているような気がする」との割合が34.7%となっています。



3 第2期計画に向けた現状と課題

第2期計画に向け、「国の方針及び社会動向」「町の現状」「アンケート調査結果」などを踏まえ、課題を次のとおり整理しました。

(1) 基本目標1 子育てのすばらしさを伝え、次代の親を育てよう・・・

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することをめざしています。平成29年10月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」）が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。しかし、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要です。

アンケート調査では、子育てをする中で、どのような支援・対策が有効と感じているかについて、「残業時間短縮や休暇の取得促進など、職場環境の働きかけをしてほしい」の割合が1割半ばとなっています。また、5年前に比べると、母親の育児休業を取得した割合は増加しています。一方で父親の取得状況は大きな変化はなく、いまだ低い水準となっています。

働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、ワーク・ライフ・バランスの考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

(2) 基本目標2 子どもの豊かな心とたくましく生きる力を育てよう ・

すべての子どもの健やかな育ちを支援するためには、保育園等子育て支援関連施設との連携を保ちながら子どもの将来を見据えた子育て支援が必要であり、家庭、地域の教育力を高め、学校教育の充実を図ることが求められます。また、豊かな人間性や社会性を培い、確実な学力を身につけることが大切であるため、各学校は特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりに取り組むことが必要です。

アンケート調査では、5年前と比べ、母親のフルタイム就労が増加しています。また、未就学児童をもつ母親の7割半ばはなんらかの就労をしており、パートタイム就労している母親の約4割はフルタイムへの転換希望があります。また、女性の働き方改革の影響か、子どもを出産後すぐ仕事に復帰する母親が近年増加傾向にあるため、園施設の改善や保育士確保等、母親がスムーズに職場に復帰できるよう未満児の受け皿確保を検討していくことが求められています。

今後は、家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域での教育力も高めていきます。子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

さらに、保育園等における支援の必要な子どもの受入れは年々増加しており、保育園等における支援の一層の充実が求められています。また、支援の必要な子どもの保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、子どもの状況に応じて実施することが重要です。

アンケート調査では、子育てをする上で、日ごろ悩んでいること、または気になっていることは、就学前児童保護者では「病気や発育・発達に関すること」の割合が37.4%と最も高くなっています。

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが、保育、教育、就労へと移行する際に「関ヶ原町スマイルブック」を活用し、医療機関や学校、発達障がい支援センター、障がい者就業・生活支援センター等関係機関と情報を共有しながら連携を図り切れ目のない支援が必要不可欠です。

今後も、発達障がいをはじめ、発達に課題のある子どもと家族への継続した相談支援・発達支援・啓発活動と研修等を、関係機関と連携を図っていく必要があります。

(3) 基本目標3 子どもが健やかに生まれ育つまちをきずこう・・・

アンケート調査では、子育てに何らかの不安を抱える就学前児童保護者が約7割、小学生児童保護者が約6割となっています。子育てに関する相談相手については、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「祖父母等の親族」や「友人や知人」といった身近な周りの相談相手が多く、「子育てコミュニティー」「放課後児童クラブ」などの各機関は1割を満たしていない状況となっており、子育てに関する情報の入手先についても同様の傾向がみられます。

令和2年度の開設を予定している関ヶ原町子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を行い、タイムリーに福祉サービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育てることができるよう支援していくことが求められています。

今後は、子育て支援アプリ「すくすくせきがはら」を活用し、子育て支援に関する情報発信体制を強化するとともに、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠から出産、乳幼児期と連続した公的支援に加え、子育て家庭間の交流や、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供など、個々の状況に寄り添いながら関係機関と連携し、支援していくことが重要です。

また、児童虐待への対応については、従来より制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

改正児童虐待防止法では、親の子どもへの体罰の禁止、児童相談所の体制強化等を盛り込み、児童虐待の更なる防止に努めています。

アンケート調査の就学前児童調査の中で、子育てで不安や負担と覚えることとして、「子どもを叱りすぎているような気がする」との割合が約3割、「子育てのストレスから子どもに手をあげたり、世話をしなかったりすること」の割合が2.3%となっており、子育てへの不安を抱える保護者が多くいることがうかがえます。また、小学生児童調査でも同じように子どものしつけについての悩みがみられ、子どもの成長に合わせてどのように対応すべきか悩んでいる姿がみとれます。

子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また、児童虐待防止の広報・啓発の充実とともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化することが求められています。

(4) 基本目標4 安心して子育てのできるまちをきずこう

アンケート調査では、小学校就学後の放課後の過ごし方について、低学年のうちは、放課後児童クラブが高く、3割を超えています。また、高学年においても、就学前児童保護者では放課後児童クラブが2割となっており、前回調査と比べ、高くなっています。

放課後の居場所に対するニーズがさらに高まることが予測される中、地域の人材や地域資源を活用した段階的な子どもの居場所づくりが求められます。また、子どもの成長を支えるために、子どもの遊び・学び・食事を通じて、心身ともに健やかに育ち、望ましい未来をつくるために必要な力を培う環境づくりを進めていくことが重要です。

また、国においては、ひとり親における家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。平成28年度の国民生活基礎調査によれば、子育て中の一般世帯の平均年収に比べ、母子世帯は約1/3となっており、特に母子家庭における経済的困窮が顕著となっています。

アンケート調査では、子育てに関して、不安や負担を感じる就学前児童保護者が約7割となっており、子どもの発育・発達に関する悩みがうかがえます。また、子育て（教育を含む）に関する相談相手については、「祖父母等の親族」「友人や知人」の割合が高く「子育てコミュニティ」「放課後児童クラブ」などの各機関は1割を満たしていない状況となっています。そのため、支援が必要な家庭に適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、養育に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。特に、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制を充実することが求められます。

さらに近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安心・安全への関心が高くなっています。地域のつながりの希薄化が指摘される昨今において、子どもの安心・安全を守るためにつなぐりを再構築し、顔の見える関係づくりを行い、子どもが利用する空間を地域ぐるみで見守る意識を高めること、また、警察・生活安全関係機関との連携強化を図り、安全への注意喚起を継続して取り組むことが必要となってきます。



第3章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

本計画では、第1期計画で定めた「子どもが健やかに育ち 安心して子育てができるまち」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これからの関ヶ原町を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざして、次のように基本理念を定めます。



基 本 理 念

子どもが健やかに育ち 安心して子育てができるまち



2 基本的な視点

本計画では、次の4つを基本的な視点として、子育て支援施策を通した取り組みを行っていきます。

(1) 子どもの成長の視点・・・・・・・・

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長していくことが必要です。子どもの健やかな成長と発達が保障され、「児童の権利に関する条約」に定められている「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす取り組みを進めます。また、子どもは次世代を担うという視点から、豊かな人間性を形成できるよう、長期的な視点に立った取り組みを推進します。

(2) 親（保護者）としての成長の視点・・・・・・・・

子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、父母その他の保護者が子育てについての責任を第一に担うという基本認識のもと、子どものしつけや生活習慣の見直しなど、家庭内での教育力を高めるための家庭教育を身につけるとともに、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、親が子どもを安心して産み育てることができるよう、各施設や機関が連携し、切れ目ない支援をしていく取り組みを進めます。

(3) 地域での支え合いの視点・・・・・・・・

本町は豊かな自然に恵まれ、かつ「関ヶ原古戦場」をはじめ様々な歴史や伝統を大切にしてきた町です。自然環境、地域人材等、様々な資源を有効に活用し、地域活動を通じつながり・支え合うことで、地域で子どもや子育てを見守ることができる仕組みづくりを推進します。

(4) 子育て環境の充実の視点・・・・・・・・

子どもが健やかに育つには、家庭はもとより地域、企業、行政等、社会全体の協力が欠かせません。「子どもは地域の宝」という考えのもとそれぞれが役割を分担し、連携と協力により子育てができる取り組みを進めます。

3 基本目標・施策の方向性

基本理念を実現するために、基本的な視点を念頭に置きながら、次の4項目を基本目標として子育て支援施策を推進していきます。

基本目標1 子育てのすばらしさを伝え、次代の親を育てよう

仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後子ども総合プランをふまえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

（1）子育て意識の醸成・・・・・・・・

生命を尊び、相手を思いやる心は、様々な遊びや経験を通して育まれていくものです。次代の親となっていく子どもたちが、好ましい道徳性や生活態度を身につけ、男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの大切さなどについての理解が深まるよう、学習の機会を提供していきます。

また、少子高齢化の進行や共働き家庭の増加による多様な子育てニーズへの対応、ワーク・ライフ・バランスの推進強化、複合的な困難を抱える男女への支援など新たな課題に対応しながら、男女共同参画社会の実現に向けた諸事業の実施を継続して推進するとともに、様々な啓発活動などを通して、子育て意識の醸成に向けたより一層の取り組みを進めていきます。

（2）仕事と子育ての両立の推進・・・・・・・・

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、育児休業が取得しやすい職場環境、妊娠中や育児期間中の勤務軽減等、事業所における子育てへの支援が重要になります。育児・介護休業法等の関係法制度について事業主・労働者等への情報提供と普及啓発を積極的に進め、仕事と子育ての両立が図れる職場環境づくりのための取り組みを推進するとともに、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、町民に対する意識啓発を進めていきます。

また、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育等を利用できるよう、利用者支援事業等を活用しながら、休業中の保護者に対して必要な情報提供を行います。

基本目標２ 子どもの豊かな心とたくましく生きる力を育てよう

子育ての状況は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い多様化しており、各々の子どもや家庭のニーズに対応したサービスの質・量を充実させる必要があります。乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の居場所の充実を計画的に進めるとともに、地域と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

また、特別な支援が必要な子どもへの教育・保育の充実を図るとともに、すべての子どもの自主性や社会性の育成や教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

（１）幼児期における教育・保育の充実・・・・・・・・

幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で非常に重要なものです。集団の中での自発的な遊びを通して「生きる力」の基礎を養うとともに、幼児期にふさわしい生活習慣の基礎や規範意識の芽生えが育まれるよう支援をしています。

子どもたちの自立と協同の態度を育むことを目的とし、異年齢交流や子どもの自発的な活動としての遊びや子ども同士が共通の目的を持ち、協力・工夫して遊ぶ「協同する経験」などを通して、豊かな社会性を育むための取り組みを充実します。

加えて、保護者からのニーズを的確に把握し、子どもの多様化に柔軟に対応できる保育園体制を整えるため、今後建設を予定している保育園の施設整備の中で検討していきます。また、職員の資質向上のため、積極的に研修に参加する時間を設けるなど、取り組みを進めていきます。

（２）特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実・・・・・・・・

特別な支援が必要な子どもとその家庭に対して、地域の中で健やかに育つことができるように、一人ひとりの障がいの状況に応じた、ライフステージを通じ一貫したきめ細かい支援体制の構築を図っていくとともに、支援が必要な子どもが地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。

また、気軽に相談できるような相談体制の充実や、多様化する支援内容に対する相談への対応ができるように、関係機関と協議、連携を今後も強化しつつ、すべての子どもの進級・進学において切れ目のない支援が継続できるよう、関ヶ原町スマイルブックの活用を積極的に行うなど支援の充実を図ります。

（３）小学校への滑らかな接続・・・・・・・・

本町では、健康増進センター、保育園、小学校との連携を密にしてきました。今後も引き続き、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、就学前教育・保育施設及び小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるよう健康増進センター、保育園、小学校との連携の強化を努めていきます。

基本目標３ 子どもが健やかに生まれ育つまちをきずこう

安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組めます。子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が受けられることで、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取り組みを進めます。

心豊かに育ち合ううえで、子どもと親の健康づくりは重要な課題であり、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組めます。

また、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

（１）相談支援、情報提供の充実・・・・・・・・

子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期からの切れ目のない支援の実施のため、妊娠期の状況確認を電話連絡、訪問により行うとともに、必要な情報提供、助言、保健指導を実施していきます。また、必要に応じて支援プランを作成し、支援が継続できるよう、関係機関と十分な連絡調整を図っていきます。

さらに、子ども家庭総合支援拠点（仮称）を含め、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う拠点を整備し運営を行います。

（２）母子保健サービスの充実・・・・・・・・

① 妊婦健康診査

妊婦が受ける健康診査（妊婦健康診査）に係る費用を一部助成することにより、妊婦の健康管理の充実及び経済負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保していきます。

② 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後２か月までの乳児がいる家庭に保健師等が訪問する事業です。訪問者は、子育てに関する情報提供をするとともに、保護者から育児に関する話を傾聴することで育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てができる保護者のもとで赤ちゃんが健やかに成長できるように支援します。

継続して支援が必要な家庭には、関係機関と連携を図り支援していきます。

③ 病児・病後児保育

病児・病後児保育については、保護者のニーズなどを把握し、新しい保育園の建設を検討していく中で実施ができないかも知れ、慎重に検討していきます。

④ 乳幼児健診

核家族化の進行や共働き家庭の増加に伴い、子どもの保育園入園が低年齢化していることから、子育て期において、親子が利用する子育てコミュニティや保育園などと定期的な情報交換の機会を設けます。また、乳児健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診において、疾病の早期発見だけでなく、保護者が安心して子育てができるよう、関係機関と連携を図り、子育て支援に重点をおいた内容の充実をめざします。

(3) 配慮が必要な子どもへの支援・・・・・・・・

① 養育支援訪問事業

児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、保健師など専門職の訪問による相談や指導などの支援を行います。

養育が困難な家庭への早期支援、継続支援は虐待予防に重要な役割を果たしているため、今後も引き続き、関係機関と連携しながら事業の展開を進めていきます。

② 児童虐待防止対策の推進（子どもを守る地域ネットワーク）

育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問等による援助・育児指導や相談体制の充実を図ります。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、子どもの権利擁護、虐待親への指導、家族関係修復支援などを、効果的・効率的に実施できるネットワーク体制の強化を図ります。

要保護児童対策地域協議会等を活用して、密な連携・協力体制に努めるとともに、調整担当から、積極的に住民や関係機関に対して啓発・アピールを行います。

加えて、令和2年度に開設する子育て世代包括支援センター、今後設置が必要な子ども家庭総合支援拠点（仮称）を中心に、子どもを守る地域ネットワークの確立に努めていきます。

③ 子どもの権利擁護の推進

子どもが健やかに成長するためには、すべての子どもがひとりの人間として尊重されることが重要です。また、どんな背景があっても、子どもが自分らしく育つことができるよう、一人ひとりにあった支援を行うことが大切です。

特に、発達に支援が必要な子どもへの取り組みの支援として、関連機関の連携を強化し、子どもが地域の居場所において、健やかに育つことができるよう、支援体制を確立します。さらに、集団生活に困難さを抱えている子どもに対しては、学校と関連機関との連携を充実し、ケースに応じた支援を行います。

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

子育て家庭ショートステイでは、児童の保護者が、出産や病気などの社会的事由で一時的に家庭において養育できない場合に児童福祉施設等で養育保護をします。

最近では育児疲れによる利用も増えており、関係機関と連携して支援するなど、よりきめ細かな対応が必要になってきています。

地域や家庭の変化や、それぞれの家庭のニーズを把握し、状況を鑑みながら、近隣市町の児童養護施設等との委託契約等事業の検討をしていきます。

⑤ 医療機関との連携

現在本町で実施しているすくすく応援事業等（すくすく巡回訪問、すくすく相談）を通じて、支援が必要な子どもが確実にサービス利用につながるよう関係機関と医療機関との連携を強化していきます。

⑥ 社会的養護体制の充実

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に養育させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育・保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として、不適切な養育や虐待など「安心して自分をゆだねられる保護者がいない」子どもたちや、配偶者等による暴力（DV）などによって「適切な養育環境が保てない」親子などに対して、社会全体による家庭への養育支援の構築を検討していきます。

基本目標 4 安心して子育てのできるまちをきずこう

地域において子どもたちが健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、子どもが安心して外出し、のびのびと遊ぶことができるよう、安全・安心な環境の整備に努めていきます。身近な地域の大人たちが子どもを見守る取り組みなど、地域ぐるみの防犯体制の整備に努めます。安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。

また、安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象とした支援が必要です。相談・情報提供の充実を図るとともに、経済的支援の充実、ひとり親家庭への支援など、総合的な支援体制づくりを推進します。

(1) 子育て支援サービスの充実・・・・・・・・

① 時間外保育の実施

保護者の就労形態の多様化等に伴う時間外保育の需要に対応するため、開所時間を超えた時間外保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

今後は、保護者のニーズなどを把握し、現在の提供体制を維持しながら、時間外保育を推進していきます。

② 一時預かり事業

保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育することが一時的に困難となる乳幼児を対象に、保育園において一時的に保育する一時預かり事業を平成29年度より限定的に実施しました。今後、保護者のニーズなどを把握しつつ利用可能な範囲の拡大を検討していきます。

③ 利用者支援

子ども及び保護者が、認定こども園・幼稚園・保育園での教育・保育施設や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。令和2年度から開設する関ヶ原町子育て世代包括支援センター（利用者支援事業母子保健型）において、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を行い、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育てることができる取り組みを行っていきます。

(2) 地域ぐるみの子育ち・子育て支援の促進 ・ ・ ・ ・ ・

① 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

町内において引き続き放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施し、安定的な運営と児童への保育の質の向上に取り組み、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を利用する児童に対し、心身ともに健全育成を図るよう努めます。

今後、全児童を対象に学校を活用した放課後こども教室の関係と、放課後児童クラブとの一体的な運用を検討していきます。

加えて、施設の安全性確保に努めるとともに、保護者ニーズとの擦り合わせを行い、より利便的、合理的な運用を図ります。

② ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的な子どもの預かりなどの援助活動を行う組織です。本町では未実施事業であるため、保護者のニーズなどを把握し、実施に向けて検討を進めていきます。

③ 地域子育て支援拠点事業（子育てコミュニティ）

子育てコミュニティにおいて、親と子が気軽に集い、交流し、ともに学び、成長していくことができる場や機会を一層充実して、子育ての不安感等を緩和します。

また、関係機関などとの連携を図り、保護者のニーズなどを把握し、事業拡大の検討とともに、地域全体で子どもの成長・親の成長を支援していきます。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進 ・ ・ ・ ・ ・

全国調査（平成28年度全国ひとり親世帯等調査）によれば、母子世帯の母の就業率は8割を超えており、母自身の平均年収は243万円（うち就労収入は200万円）となっており、経済的な問題、また、家庭生活においても多くの問題を抱えているケースが少なくありません。今後も引き続き、ひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援について情報提供や相談体制の充実を図ります。

(4) 子育て家庭への経済的支援（子どもの貧困対策含む） ・ ・ ・ ・ ・

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しく、子育てにかかる経済的負担も増大していると言えます。経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう、今後も引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者ならびに子どもの生活支援、保護者の就労支援等、経済的な困窮家庭に対する側面的な支援を充実します。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが、心身ともに健やかに成長し、また教育の機会が均等に補償され、夢や希望を持つことが出来るよう、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的・効果的に推進します。

(5) 安全・安心なまちづくり ・ ・ ・ ・ ・

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりをめざすためには、子ども自らが危険回避できる力を養うことが必要であり、そのための防犯・防災教育や、警察、行政、保育園、学校、地域等の連携や協力による防犯、交通事故対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化します。

また、年4回の交通安全推進協議会の開催のほか、常時情報交換が可能な体制を整備し、子どもの安全対策の強化を推進します。

(6) 地域の人々の支え合いによる家庭支援の仕組みづくり ・ ・ ・ ・ ・

祖父母世代の持つ様々な子育ての知恵を、現役の子育て世代に伝えていくため、経験豊富な高齢者や子育ての先輩たちをはじめとする地域の人々が、子育て中の親子のサポート活動として活躍できる仕組みづくりを推進していきます。

4 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

子どもが健やかに育ち 安心して子育てができるまち

1 子育てのすばらしさを伝え、次代の親を育てよう

(1) 子育て意識の醸成

(2) 仕事と子育ての両立の推進

2 子どもの豊かな心とたくましく生きる力を育てよう

(1) 幼児期における教育・保育の充実

(2) 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

(3) 小学校への滑らかな接続

3 子どもが健やかに生まれ育つまちをきずこう

(1) 相談支援、情報提供の充実

(2) 母子保健サービスの充実

(3) 配慮が必要な子どもへの支援

4 安心して子育てのできるまちをきずこう

(1) 子育て支援サービスの充実

(2) 地域ぐるみの子育て・子育て支援の促進

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

(4) 子育て家庭への経済的支援（子どもの貧困対策含む）

(5) 安全・安心なまちづくり

(6) 地域の人々の支え合いによる家庭支援の仕組みづくり



第4章 教育・保育等の量の見込み と確保方策、実施時期

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。子どもやその保護者が地域で安心し



て暮らせるための基盤として、教育・保育施設だけでなく、他の公共施設や交通網、地域の人的ネットワークも勘案して教育・保育提供区域を定める必要があります。

教育・保育提供区域として、町全域を細かい範囲で設定すると、区域を越えた利用も多くある現状から、現在の利用実態や施設運営の状況と乖離した計画となる恐れがあります。一方で、教育・保育提供区域は、量の見込みの算出や確保体制の検討のほか、需給調整の判断基準となる基本単位となるものですが、利用者が居住地の区域を越えて教育・保育サービス等

を利用することを妨げるものではありません。

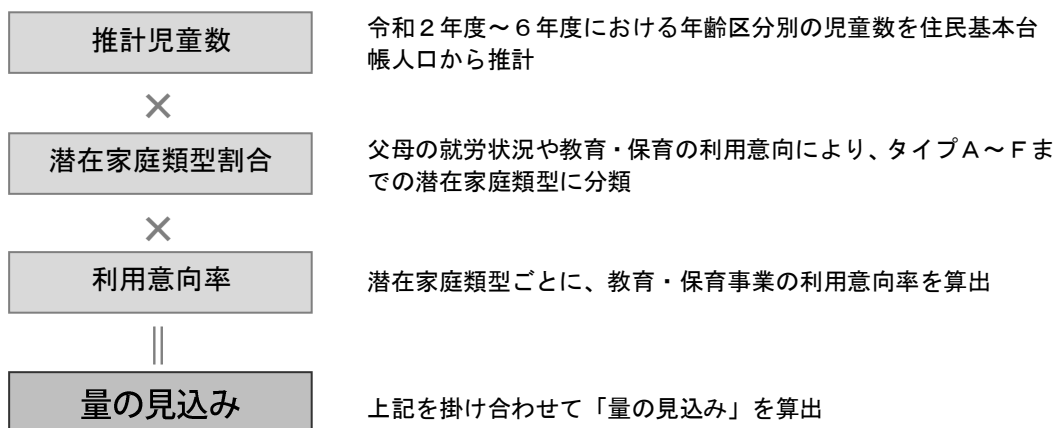
本町では、少子化による児童・生徒数の減少を踏まえ、令和3年4月を目標として今須小中学校を関ヶ原小学校及び関ヶ原中学校に統合する方針を打ち出しています。この方針を勘案し、利用者視点、事業者視点の両視点からも、安心して就学前の教育・保育が受けられる環境づくりを進めていくため、本計画においては、第1期計画同様に町全域を一つの単位とします。

2 量の見込みの算出について

(1) 基本の計算方法 ・ ・ ・ ・ ・

「量の見込み」については、各事業の教育・保育提供区域ごとに、以下の計算式を基本として算出を行いました。

なお、本計画における算出プロセスは、国から示された『第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方』（平成30年8月24日付事務連絡 内閣府子ども・子育て本部参事官《子ども・子育て支援担当》。以下「考え方」という。）を基本としていますが、各市町村において地方版子ども・子育て会議等における議論を経て、適切に判断いただきたい、とされています。



【 「量の見込み」を算出する項目 】

	対象事業（認定区分）			対象年齢
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	3～5歳
2	保育認定	幼稚園	2号認定	
	保育認定	認定こども園 保育園		
3	保育認定	認定こども園 保育園 地域型保育	3号認定	0～2歳
	対象事業			対象児童
4	時間外保育事業			0～5歳
5	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）			1～6年生
6	子育て短期支援事業 （ショートステイ）（トワイライトステイ）			0～5歳 1～6年生
7	地域子育て支援拠点事業			0～2歳
8	一時預かり事業（在園児型の一時預かり）			3～5歳
	（その他）			0～5歳
9	病児保育事業			0～5歳 1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）			0～5歳 1～6年生

地域子ども・子育て支援事業には、上記以外に、「利用者支援事業」、「妊婦健康診査」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業等」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」があります。ニーズ調査に基づき量を見込むものではありませんので、国の動向や本町の実情を踏まえ、今後の方向性を明記します。

(2) 推計児童数 ● ● ● ● ● ● ●

推計児童数は、住民基本台帳による行政地区別・年齢別人口（平成27～31年、各年4月1日現在）を使用し、推計を行いました。

推計の手法としては、本計画の人口推計が行政地区という狭い単位をベースとしており、推計期間も比較的短いことから、より正確な推計が可能と考えられる「コーホート変化率法」を採用しています。

単位：人

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	29	28	27	26	25
1歳	42	31	30	29	28
2歳	30	42	31	30	29
3歳	29	32	45	33	32
4歳	38	29	32	44	33
5歳	33	37	28	32	43
6歳	37	34	38	29	33
7歳	37	36	33	37	28
8歳	44	37	35	33	36
9歳	51	44	37	35	33
10歳	43	51	44	37	35
11歳	54	42	51	44	36

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(3) 潜在家庭類型

家庭類型は、ニーズ調査で把握した父母の「現在の就労状況」と「将来の就労希望」を踏まえ分類を行いました。なお、「量の見込み」の算出に当たっては、「現在の就労状況」だけでなく、「将来の就労希望」を踏まえた「潜在家庭類型」を基本としています。

母親		ひとり親	フルタイム 就労 (産休・育 休含む)	パートタイム就労(産休・育休含む)			未就労	
父親				120 時間 以上	120 時間 未満 64 時 間以上	64 時間 未満		
ひとり親		タイプA						
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'		タイプD	
パート タイム就労 (産休・育 休含む)	120 時間以上		タイプC	タイプE	タイプE'			
	120 時間未満 64 時間以上							
	64 時間未満		タイプ C'					
未就労				タイプD			タイプF	

保育の必要性あり

保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭（母子または父子家庭）
 タイプB : フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）
 タイプD : 専業主婦（夫）家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）
 タイプE' : パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月 下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）
 タイプF : 無業の家庭（両親とも無職の家庭）
 ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育園は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育園の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

【現状】

本町にはこれまで保育園が4園（東保育園、西保育園、北保育園、今須保育園）、幼稚園が1園（関ヶ原幼稚園）ありました。

平成29年度から関ヶ原幼稚園と北保育園を廃止し、残る3園は保育所型認定こども園へ移行しました。（今須保育園については、平成31年3月をもって休園。）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1号認定（3歳以上）	35	40	5	8
2号認定（3歳以上）	101	89	112	97
3号認定（1・2歳）	31	31	36	38
3号認定（0歳）	4	6	3	10

※3月31日現在、実人数

【各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期】

各認定区分に応じた量の見込みを次頁のとおり見込み、確保策を定めました。

【 令和 2 年度 】

(実人数)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		100			72	29
量の見込み（A）		16	0	84	40	15
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	17	0	92	48	15
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	—	—
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		17	0	92	48	15
過不足（C）＝（B）－（A）		1	0	8	8	0

【 令和 3 年度 】

(実人数)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		98			73	28
量の見込み（A）		16	0	82	41	14
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	17	0	92	48	15
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	—	—
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		17	0	92	48	15
過不足（C）＝（B）－（A）		1	0	10	7	1

【 令和4年度 】

(実人数)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		105			61	27
量の見込み（A）		17	0	88	41	14
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	17	0	92	48	15
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	—	—
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		17	0	92	48	15
過不足（C）＝（B）－（A）		0	0	4	7	1

【 令和5年度 】

(実人数)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		108			59	26
量の見込み（A）		17	0	91	33	13
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	17	0	92	48	15
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	—	—
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		17	0	92	48	15
過不足（C）＝（B）－（A）		0	0	1	15	2

【 令和 6 年度 】

(実人数)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		108			57	25
量の見込み（A）		17	0	91	32	13
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	17	0	92	48	15
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	—	—
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		17	0	92	48	15
過不足（C）＝（B）－（A）		0	0	1	16	2

【参考】 3号認定の保育利用率（0～2歳各年齢の利用定員数／各年齢の推計人口）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	%	51.7	53.6	55.6	57.7	60.0
1・2歳	%	66.7	65.8	78.7	81.4	84.2

【 今後の方向性 】

① ニーズ量に基づく利用定員の設定

1号認定から2号認定へニーズが移行してきています。母親の就労状況等が影響していることがうかがえるものの、当面は既存施設でニーズを対応しつつ、今後、建設を予定している新保育園の中で対応できるよう利用定員を設定します。

② 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進

今後も引き続き、保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園を推進していきます。

また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続に取り組み、こども園・小学校との連携を強化します。

③ 教育・保育の質の向上

生涯にわたる人間形成の基盤となる乳幼児期において、適切な保育や教育を受けることができるように、今後、認定こども園において、一人ひとりの子どもの発達に必要な経験を見通した教育・保育の内容と環境の充実に努めます。

また、保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有するアドバイザー等の活用について検討していきます。

さらに、将来的に外国人幼児や両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児が見込まれる可能性があることを踏まえ、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を推進していきます。

④ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行います。

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

【 現状 】

(箇所数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
設置箇所	—	—	—	—	—

【 量の見込みと確保策 】

(箇所数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	1	1	1	1	1
基本型・特定型	—	—	—	—	—
母子保健型	1	1	1	1	1
確保策 (B)	1	1	1	1	1
基本型・特定型	—	—	—	—	—
母子保健型	1	1	1	1	1
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

令和2年度から関ヶ原町子育て世代包括支援センター(利用者支援事業母子保健型)を開設し、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を行い、タイムリーに福祉サービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育てることが出来る取り組みを行っていきます。

(2) 時間外保育事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

本町では、1か所の保育園で時間外保育事業を実施しています。現状は18時から19時までの利用が可能となっています。

【 現状 】

(実人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
利用者数	7	3	9	15	13
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※平成31年度(令和元年度)は令和2年1月末現在

【 量の見込みと確保策 】

(実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	15	15	15	15	14
確保策(B)	18	18	18	18	18
差引(B) - (A)	3	3	3	3	4

【 今後の方向性 】

就労形態の多様化等に伴い、保育時間を延長して子どもを預けられる環境が必要とされています。こうした需要に対応するため、安心して子育てができる環境を提供していきます。

(3) - 1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・・・・・・・・

【 概要 】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

【 現状 】

(実人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
定員数	50	50	90	90	60
利用児童数	41	37	27	30	31
箇所数	1	1	1	1	1

※平成28年度までは「留守家庭児童教室」、平成29年度からは「放課後児童クラブ」としての数値。

【 量の見込みと確保策 】

(実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	34	30	31	27	27
1年生	11	10	11	8	10
2年生	11	10	10	11	8
3年生	7	6	6	5	6
4年生	4	3	3	2	2
5年生	1	1	1	1	1
6年生	0	0	0	0	0
確保策 (B)	50	50	50	50	50
差引 (B) - (A)	16	20	19	23	23

【 今後の方向性 】

利用ニーズには、今後も現定員数で対応できるものと思われます。しかし、夏休みなどの学校休業日においては一時的に利用者が増加することから、放課後児童クラブの支援員等の充実、余裕教室等の更なる活用を図り対応していきます。

(3) - 2 放課後子ども教室 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

学校や地域、放課後児童クラブの協力を得て、また一方で連携しながら学校施設などを利用して、校庭を利用した安全管理員の方の見守りの中で自由に遊べる「遊びの場」、学習アドバイザーから宿題などを教えてもらえる「学びの場」、地域の方々との交流によりいろいろな事を体験できる「体験・交流の場」など地域による安全で安心な子どもたちの居場所を提供する事業です。

【 今後の方向性 】

現在の開催日数や開設時間等を見直し、放課後児童クラブの利用者を含めた全児童を対象として、様々な体験や交流ができる放課後子ども教室の開設を視野に入れた検討を行います。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）・・・・・・・・

【 概要 】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【 現状 】

（年間延べ人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
年間延べ利用人数	—	—	—	—	—

【 量の見込みと確保策 】

（年間延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	0	0	0	0	0
確保策（B）	—	—	—	—	—
差引（B）－（A）	—	—	—	—	—

【 今後の方向性 】

現在は未実施事業ですが、養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり、限られたニーズに対応することになるため、状況を鑑みながら、近隣市町の児童養護施設等との委託契約等事業のあり方を検討します。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

生後2か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【 現状 】

(実人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
年間延べ訪問件数	29	29	27	29	20

※平成31年度(令和元年度)は令和2年2月末現在

【 量の見込みと確保策 】

(実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	29	28	27	26	25
確保策(実施体制)	実施体制：保健師が生後2か月までの乳児に対して全戸訪問を実施している。里帰り先の自治体や、医療機関などと連携を取り、全家庭の状況の把握に努める。				

【 今後の方向性 】

少子化や核家族化により孤立したり、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が、不安に陥らないよう安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために全戸訪問につとめていきます。また、相談支援については、職員の相談技術のさらなるスキルアップを図り、事業内容を充実させていきます。

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業・・・・・・・・

【 概要 】

養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等によって、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。

【 現状 】

(年間延べ件数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
訪問件数	—	—	—	—	—

【 量の見込みと確保策 】

(年間延べ件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保策（実施体制）	実施体制：養育上、必要な対象者には保健師による継続的な訪問を実施している。				

【 今後の方向性 】

出産後まもない時期の養育者、疾病などの理由で一時的に家庭での養育が困難となった保護者、あるいは養育困難な家庭、ネグレクトのおそれのある家庭等を対象に、子育て支援ヘルパーの派遣やショートステイの提供等を検討し、養育者の育児に対する不安の軽減を図ります。また家庭訪問を行うことで児童虐待の未然防止に繋げるなど引き続き支援を行います。

(7) 地域子育て支援拠点事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本町では、1箇所の子育てコミュニティで実施しています。

【 現状 】

(年間延べ人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
年間延べ利用人数	405	627	443	620	380
実施箇所数	1	1	1	1	1

※平成31年度(令和元年度)は令和2年1月末現在

【 量の見込みと確保策 】

(年間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	564	564	491	474	458
確保策(実施箇所数)	1	1	1	1	1

【 今後の方向性 】

子育てコミュニティでの実施内容について、子育て支援アプリや広報等で周知・啓発し、利用しやすい運営に努めます。健康増進課や保育園等、関係機関との連携を図りながら、相談、情報の提供を実施していきます。

今後も引き続き、地域の身近なところで気軽に行ける場とするとともに、子育て相談や仲間づくりができる場として運営の質的向上を図っていきます。

(8) 一時預かり事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

本町では、平成28年度までは留守家庭児童教室の中で幼稚園の預かり保育について対応していたものの、平成29年度から認定こども園化以降は、各保育園において幼稚園型の一時預かり事業を実施しています。

また、未就園児を対象とした一般の一時預かりは、西保育園でのみ限定的に実施しています。

【 現状 】

(年間延べ人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
年間延べ利用人数					
在園児型の一時預かり	—	—	44	0	0
その他	—	—	41	18	22

※平成31年度(令和元年度)は令和2年1月末現在

【 量の見込みと確保策 】

(年間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	26	26	25	25	25
在園児型の一時預かり (1号認定)	—	—	—	—	—
在園児型の一時預かり (2号認定)	—	—	—	—	—
その他	26	26	25	25	25
確保策 (B)	30	30	30	30	30
在園児型の一時預かり	—	—	—	—	—
その他	30	30	30	30	30
差引 (B) - (A)	4	4	5	5	5

【 今後の方向性 】

一時預かり事業を必要としている保護者が利用しやすい制度になるよう、どのような場合に必要としているか潜在的なニーズを見極めながら、利用範囲の拡充等必要な提供体制を検討していきます。

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業） ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、病児保育施設又は病児保育に対応した保育施設で児童を預かる事業です。

【 現状 】

(年間延べ人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
年間延べ利用人数	—	—	—	—	—

【 量の見込みと確保策 】

(年間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	6	6	5	6	5
確保策 (B)	6	6	6	6	6
差引 (B) - (A)	0	0	1	0	1

【 今後の方向性 】

現在、未実施の事業であるため、今後のニーズの動向に応じて、事業の立ち上げについて、建設を予定している新保育園の中で実施できるかも含め、調査・研究を進めます。

(10) ファミリー・サポート・センター事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって、一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者とした事業です。

【 現状 】

(年間延べ人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
年間登録児童数					
就学前児童	—	—	—	—	—
小学生児童	—	—	—	—	—

【 量の見込みと確保策 】

(年間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	0	0	0	0	0
低学年	0	0	0	0	0
高学年	0	0	0	0	0
確保策 (B)	—	—	—	—	—
低学年	—	—	—	—	—
高学年	—	—	—	—	—
差引 (B) - (A)	—	—	—	—	—

【 今後の方向性 】

現在、未実施の事業であるため、今後のニーズの動向に応じて、事業の立ち上げについて慎重に検討していきます。

(11) 妊婦健康診査事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【 現状 】

(実人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
受診対象者数	29	25	33	26	23

※平成31年度(令和元年度)は令和2年2月末現在

【 量の見込みと確保策 】

(実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	29	28	27	26	25
確保策(実施体制)	・実施場所 県内及び県外医療機関 ・実施体制 妊婦健診受診票を母子健康手帳交付時に発行。県外医療機関受診者には助成金を交付 ・検査項目 一般妊婦健診・子宮がん検診・B型肝炎抗原検査・梅毒検査等 ・実施時期 妊娠期				

【 今後の方向性 】

核家族化や女性の社会進出の増加に伴い、子どもやその親を取り巻く環境が急速に変化していて、子育てに不安を感じる親も増え、育児支援の要望も増加しています。このため、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期からの切れ目ない支援の実施のため、母子健康手帳交付時やその後の妊娠中の経過について電話や訪問にて状況確認を行い、必要な情報提供、助言、保健指導を実施し、妊娠中からの健康管理と安全な出産をめざします。さらに必要に応じて支援プランを作成し、支援が継続できるように関係機関と連携を図ります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・ ・ ・ ・ ・

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

教育・保育施設等の利用者負担額については、自治体の条例・規則により設定されることがありますが、施設によっては、実費徴収等の上乗せ徴収を行う場合が想定されています。

施設等利用給付保護者の世帯所得の状況等を勘案して、新制度に移行していない幼稚園に対して施設等利用給付保護者が支払うべき副食材料費に要する費用の助成を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ・ ・ ・ ・

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進します。

また、園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を支援し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図っていきます。

A decorative graphic consisting of several overlapping circles in various shades of gray, with some smaller circles positioned around the main cluster.

第5章 計画の推進に向けて

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課において施策の進捗状況について把握するとともに、「関ヶ原町子ども・子育て会議」にて、「PDCAサイクル」



による「継続的改善」の考え方を基本として点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

2 計画の進捗状況の公表

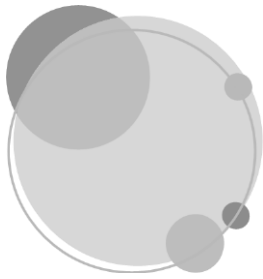
計画の進捗状況は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法で定められている事業について、年に1回ホームページで公表します。

また、計画の見直しや国の動向等で、町民生活に影響を及ぼすと判断される事由が発生した時は、パブリックコメント（意見公募）を実施するとともに、広報やホームページで周知します。

3 町民・企業・関係機関との連携

計画を推進していくためには、児童相談所等の行政組織、民生委員・児童委員協議会や関係団体等との連携、そして、地域の方たちの協力と参加が必要です。そのため、町民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、町と各種団体、地域住民との連携を図ります。町は子育てに対する多様化するニーズに対応していくため、保育士、教員、保健師などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど、子育て支援を担う幅広い人材の確保・育成に努め、幅広い連携を図りながら、地域資源を活かした子育て支援の充実を図ります。

また、本計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。



資料編

1 関ヶ原町子ども・子育て会議設置条例

○関ヶ原町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、関ヶ原町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を各1人置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、住民課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

略

2 関ヶ原町子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏 名	所属等	備 考
保護者	谷口 さやか	保育園保護者会連合会長 (平成 31 年 3 月 31 日まで)	
	鬼頭 真由子	保育園保護者会連合会長 (平成 31 年 4 月 1 日から)	
学識経験者	川村 明美	民生・児童委員 主任児童委員	副会長
	末松 博	校長会会長 (平成 31 年 3 月 31 日まで)	会長
	橘 洋子	校長会会長 (平成 31 年 4 月 1 日から)	会長
	兒玉 千恵美	母子保健推進員代表	
従事する者	大野 満里	保育園園長会代表	
	松口 匡子	子育てコミュニティ職員	
関係行政 機関	兒玉 勝宏	教育委員会 教育課 課長	
	伊藤 典子	健康増進課 健康増進係長	

区分	氏 名	所属等
事務局	三宅 芳浩	住民課 課長
	間塚 幸信	住民課 課長補佐
	高木 由佳子	住民課 児童福祉係長

3 策定経過

開催日	審議内容等
平成 30 年	
4月16日	子ども・子育てに関する事業について打ち合わせ
5月14日	療育先進地視察
6月18日	こども園先進地視察
7月12日	子ども・子育てに関する事業について打ち合わせ
7月25日	次期子ども・子育て支援事業計画策定に向けた事前打ち合わせ
7月26日	病児・病後児保育先進地視察
7月30日	次期子ども・子育て支援事業計画策定に向けた事前打ち合わせ
10月20日	子ども・子育てに関する事業について打ち合わせ
11月7日・22日	次期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって行う子育て支援アンケート調査実施に向けた打ち合わせ
12月	子育て支援アンケート調査作成
平成 31 年（令和元年）	
1月10日～1月25日	関ヶ原町子育て支援に関するアンケート調査実施
2月	子育て支援に関するアンケート調査の集計・分析
3月20日	平成30年度 第1回 関ヶ原町子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画について ・今年度実施したアンケート結果等について
4月15日	第2期子ども・子育て支援事業計画策定に向けた事前打ち合わせ
5月～	子育て支援に関するアンケート調査結果より、今後の子育てニーズ（見込み量）の算出
5月17日	子ども・子育てに関する事業について打ち合わせ
6月20日	第2期子ども・子育て支援事業計画策定に向けた事前打ち合わせ
7月～	第2期子ども・子育て支援事業計画基本方針別課題等洗い出し
8月2日	令和元年度 第1回 関ヶ原町子ども・子育て会議 ・関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって ・第2期計画策定にあたっての課題について
8月～	第2期子ども・子育て支援事業計画素案の作成にあたり、町の統計・実績データ数値とりまとめ・確認 第2期子ども・子育て支援事業計画素案の作成
11月13日	令和元年度 第2回 関ヶ原町子ども・子育て会議 ・第2期関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画の素案について
11月～	パブリックコメントの実施に向けた第2期関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画（案）の各種調整
令和 2 年	
1月6日～1月31日	第2期関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画（案）に対してのパブリックコメントを実施
2月25日	令和元年度 第3回 関ヶ原町子ども・子育て会議 ・第2期関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画について ・保育園（認定こども園）の利用定員変更について
2月	第2期関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画を定める際の協議 保育園（認定こども園）の利用定員変更について関係機関と協議
3月	保育園（認定こども園）の利用定員変更に係る例規整備 第2期関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画策定 第2期関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画概要版作成

4 用語解説（50音順）

【あ行】

預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力のこと。

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力のこと。

【か行】

介護保険事業計画

介護保険事業を円滑に進めていくための計画。

合計特殊出生率

人口統計上の指標で、1人の女性が一生に産む子どもの数を示すもの。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、1人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、設置されたもの。現に子育てをしている保護者、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成されている。子ども・子育て会議は、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たしている。

子ども・子育て支援新制度

平成27年4月から開始した、就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度のこと。①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指している。

子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するために、平成24年8月に成立した法律。

【さ行】

児童虐待

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその児童（18 歳未満）に身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行う行為。

小規模保育

0 歳～3 歳未満児を対象とした、定員 6 人～19 人の少人数保育のこと。

ショートステイ事業

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度のこと。

新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした放課後児童対策のプラン。

【た行】

トワイライトステイ事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度のこと。

男女共同参画プラン

男女共同参画社会の実現に向け、町の基本的考え方と課題解決のための施策を定めた計画。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条の規定に基づき、市町村が子ども・子育て家庭等を対象として実施する事業で、次の 13 事業が規定されている。①利用者支援事業、②時間外保育事業、③実費徴収に係る補足給付を行う事業、④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、⑤放課後児童健全育成事業、⑥子育て短期支援事業、⑦乳児家庭全戸訪問事業、⑧養育支援訪問事業、⑨地域子育て支援拠点事業、⑩一時預かり事業、⑪病児保育事業、⑫子育て援助活動支援事業、⑬妊婦健康診査事業。

地域福祉計画

地域における福祉サービスの適切な利用をはじめ、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進に関する指針となる計画。

【な行】

認可保育所

保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設のこと。

認定区分

- ・ 1号認定
満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子どものこと。
- ・ 2号認定
満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものこと。
- ・ 3号認定
満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものこと。

認定こども園

保育園と幼稚園の機能を併せ持つ施設のこと。

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど保護者として監護を著しく怠ること。

【は行】

パブリックコメント

Public Comment。意見公募手続き、意見提出制度のこと。自治体の計画案などを公表し、この案に対する住民からの意見を考慮して意思決定を行う手続きのこと。

ヘルスプランせきがはら

健康増進法に基づき、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の一次予防に重点を置き、住民の生涯を通じた健康づくりを推進するための計画。

ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

保育の必要性

実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定する。保育の必要性の認定にあたっては、①「事由」（保護者の就労、疾病等）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）について、国が基準を設定する。

放課後子ども教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業のこと。文部科学省が所管している。

【ら行】

療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

利用者支援事業

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うこと。

＜基本型＞：子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援すること。

＜特定型＞：待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援すること。

＜母子保健型＞：妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て気にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築すること。

利用者負担

教育・保育を受けた際に施設に支払う保育料のこと。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

【ABC】

DV（ディー・ブイ）

Domestic Violence の略。ドメスティック・バイオレンス。親密な関係にあるパートナーからの身体的、精神的、性的、経済的な暴力のこと。

PDCAサイクル

施策や事業についてのP（Plan：計画）・D（Do：実施）・C（Check：点検・評価）・A（Action：改善に向けた行動）のサイクルを通じて、施策の立案や事務の見直しなど行政運営の改善につなげる仕組み。

関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 関ヶ原町

編集 関ヶ原町住民課

〒503-1592 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894-58

T E L : 0584-43-1113

F A X : 0584-43-2120